

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体
537	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	旧介護保険法110条第3項 旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第3条等	厚生労働省	神奈川県
555	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。 今後の指定居宅サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	介護保険法第70条第3項 介護保険法施行規則第126条の4の2	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体
556	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護予防サービス事業者の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。 今後の指定介護予防サービスの需要を賅う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。	介護保険法第115条の2第3項 介護保険法施行規則第140条の17の2	厚生労働省	神奈川県
557	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準の緩和	指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。 今後の指定介護老人福祉施設の需要を賅う手段として、地域の実情に応じた施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。	介護保険法第86条第1項	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
559	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な職員配置基準の検討に支障がある。 今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条等	厚生労働省	神奈川県
560	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和	一部基準が「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情に応じた適切な事業運営基準の検討に支障がある。 今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業運営を図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要がある。	介護保険法第81条第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条等	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
561	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	【支障事例】 現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定ができないため、事業を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができず、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者福祉に資する。	介護保険法第79条第2項	厚生労働省	神奈川県
562	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。	【支障事例】 現行規定では、居宅介護支援の従業者及び運営について、介護保険法第47条第1項に基づく「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」で詳細に定められているため、事業を実施する能力はあるが、個別の基準を満たさない団体が除外されており、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来している。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者保健福祉に資する。	介護保険法第47条第1項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条等	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
554	社会福祉施設の設備 及び運営に関する基 準 (軽費老人ホームに係 る部分)の緩和	人員配置、居室面積及び利用者の適 切な処遇等の運営に関して、「従うべ き基準」が設定されているため、今後、 地域の実情に応じた施策を進めていく ために、規制緩和を求める。	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいこ とや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備 を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応 じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の 見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より 適切かつ柔軟な対応が可能となる。	社会福祉法第65条第2項 老人福祉法20条の6 軽費老人ホームの設備及び 運営に関する基準第5条等	厚生労働省	神奈川県
795	指定介護老人福祉施 設(特別養護老人ホー ム)及び介護老人保 健施設の設備及び運 営に関する基準の「従 うべき基準」の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人 保健施設の設備及び人員配置基準に ついて、全国一律で「従うべき基準」と されているものを、必要となる財源を措 置した上で「参酌すべき基準」に見直 すこと。	【本県の状況】 特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、 入所者の平均要介護度が4を超えているため、職員配置基準(利用者:職員=3:1) を超えた人員配置を行っている(従来型2.19、ユニット型1.60)。 【支障事例】 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となるた め、平均要介護度は更に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わな ければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見 込みである。 2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化すると予想される(65歳以上人口増加 率が比較的低い)ものの施設整備が量的に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予 想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されながら施設整備が進んでいない都府県 において、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予 測される。 【制度改正の必要性】 利用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない施設も生じると考えら れるため、全国一律の配置基準ではなく、都道府県の実情に応じた対応ができるよ う参酌標準(要介護度の割合別や規模別の人員配置基準を段階別に設定)が必要 である。 必要な設備や人員配置については、全国一律で「従うべき基準」とされている、各都 道府県がそれぞれ利用実態を踏まえた基準を定めるとともに、当該基準に運動した 介護報酬が確保されることにより、住み慣れた地域で安定したサービスの提供が可 能となる。 【改正による効果】 全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合 別、規模別等)に見直すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者 の立場に立ったケアが可能となる。 ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がり、職員の給与改善にも資する。	介護保険法第88条の3 指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営に関する基 準第2条第1項第3号イ 指定施設サービス等に要す る費用の額の算定に関する 基準	厚生労働省	兵庫県 和歌山県 【共同提案】

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
449	指定医療機関等の指定等 ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定の移譲	各都道府県が従前から指定を行っている医療機関等と合わせ、国開設病院等の指定事務についても、都道府県で一括して行うことが効率的であるため提案する。	生活保護法に規定する指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は県で担っているため、当該権限についても、県の権限として支障がない。	生活保護法第49条	厚生労働省	神奈川県
586	地方社会福祉審議会 必置規定の廃止	社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの分野ごとの個別法に位置づけなおす。	【支障事例】 社会福祉に関しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な懸案事項が数多くあり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議の場が存在している。 地方社会福祉審議会が法定必置となっているが、大括りの「社会福祉に関する事項」を幅広い見識を持つ委員が集まり協議する場では、実質的な審議を行うのが難しい一方で、多くの委員を委嘱する必要があるため、事務が煩雑である。 【制度改正の効果】 実質的な審議が形骸化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別法に位置づけなおすことで、地方社会福祉審議会本体の運営事務(委員委嘱、開催等)の軽減につながることも、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営が可能となる。	社会福祉法第7条	厚生労働省	京都府・大阪府・兵庫県・徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
654	民生委員委嘱に係る 委嘱権限の都道府県 への移譲	民生委員委嘱に係る委嘱権限の都道 府県への移譲	<p>【支障事例】 民生委員法第3条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなり、同法第5条で都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が民生委員を委嘱すると規定されている。 都道府県知事の推薦の前に、市町村で民生委員推薦会を開催し候補者の推薦を行うことになっているが、市町村の候補者推薦以降、委嘱状の送付までに2ヶ月、場合によってはそれ以上要することがある。 このため、民生委員に欠員が生じた場合、地区民生委員で組織する民生委員協議会では、欠員委員の分を他の民生委員がカバーしている状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性】 上記のとおり委嘱までの期間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会の職務遂行に多大なる影響がある。 よって、委嘱権限を厚生労働省から都道府県へ移譲すれば、委嘱までの期間が短縮され、地域の実情に応じた民生委員活動を早期に開始できるとともに、地区民生委員協議会の職務遂行にかかる負担軽減となると考えられる。”</p>	民生委員法第5条	厚生労働省	福島市
526	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関す る基準に関して、「従うべき基準」が設 定されていることにより、本県の独自 性を発揮することができないため、規 制緩和を求める。	<p>児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等に関し て、「従うべき基準」が設定されていることから、各施設とも専従要件を満たせない、 面積基準を十分に満たせず量的なサービスの提供ができないといった、地域の状況 に応じた柔軟な対応が困難となることが想定される。 当該施設の専従要件や面積基準における「従うべき基準」を撤廃することにより、都 道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、児童福 祉施設が常に利用者の立場に立った支援の提供に努めることが可能になると考える。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断 を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じ た地方自治体の判断に委ねるべきである。</p>	児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運 営に関する基準	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
798	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【改正による効果】 保育士の配置や設備の面積については、「従うべき基準」とされているが、地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、子どもが少なく、保育士の確保も困難な郡部や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。 【支障事例】 保育所における給食の外部搬入について、地域によっては乳幼児数の減少から設備や調理員の確保が必要となる自園調理が大きな負担になっている民間保育所がある。運営の合理化を図るため、外部搬入を行おうとしても、この基準のために実施できない。	児童福祉法第45条第2項	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県
878	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に係る従うべき基準の見直し	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に関する基準等について、「従うべき基準」を見直し、「標準」や「参酌すべき基準」とするべきである。	福祉施設等の設備及び運営に関する基準や配置する職員の員数に関する基準等については、都道府県が条例を定めるに当たって、「厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする」とされている(児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外)が、少子高齢化の急速な進行を背景とする人口減少社会の到来により、地域の実情は今後ますます多様化するものと考えられることから、自治体の裁量による基準設定が可能となるよう、「従うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外	厚生労働省	栃木県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体
522	指定通所支援に従事する従業者に関する基準の緩和	指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。 指定通所支援に従事する従業者及びその員数等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、指定通所の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定児童発達事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条、第6条等	厚生労働省	神奈川県
523	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。 現在、指定通所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、法の基本方針である「当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」ことが可能になると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条第2項、第11条等	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
524	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	<p>指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから入所施設の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児入所施設等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供を図るにあたって、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。</p> <p>この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定児童発達支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。</p> <p>なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。</p>	<p>児童福祉法第24条の12第3項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等</p>	厚生労働省	神奈川県
525	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等の緩和	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	<p>指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>現在、指定入所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。</p> <p>この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、指定障害児入所施設等が常に障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めることが可能になると考える。</p> <p>なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。</p>	<p>児童福祉法第24条の12第3項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項等</p>	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
538	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数については、離島等を1人以上とする以外は、一律に3人以上としている。 また、居室及び病室の床面積等については、通所介護においては3㎡以上、短期入所においては、7、43㎡以上が全国一律の従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後利用者数の増加が見込まれていることから、柔軟な対応を図れるようにすべき。 そこで、食堂等と同様に、地方自治体が適切かつ柔軟に設定できる参酌基準とすべき。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第44条等	厚生労働省	神奈川県
539	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関して、常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき基準があることから、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地域のニーズにきめ細かく応えることが出来るようになる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条等	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
540	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積が、従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる状況に応じた対応が出来るようになる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第52条第1項等	厚生労働省	神奈川県
541	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準の緩和	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	現状では、指定障害者支援施設での職員確保は容易では無いため、一律の員数が規定されている現状の基準を規制緩和することで、柔軟な運営体制が可能となり、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
542	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害者支援施設等において、利用者1名あたりの居室の床面積は、一律で規定されているが、都市部と地方では設置コストに差が生じていることから、規制緩和により、地域の状況に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第1項等	厚生労働省	神奈川県
543	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準の緩和	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	現状では、職員確保が容易でないところ、規定では従業者の員数は利用者数に応じた一律の員数となっており、また、利用者1名あたりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第12条等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第10条等	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
544	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	障害者支援施設では、従業者の員数は利用者数に応じた一律の規定となっているが、地域により職員の確保は困難な状況にある。設備面においても、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第11条等	厚生労働省	神奈川県
545	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児通所支援事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第21条の5の15第3項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体
546	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害児入所施設の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第24条の9第2項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項	厚生労働省	神奈川県
558	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
796	指定通所支援、指定入所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準の「従うべき基準」の見直し	指定障害児通所支援等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【第1次一括法定時からの状況変化】 平成24年4月より障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 障害児相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の4町(市川町、香美町、新温泉町、福崎町)で障害児相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、障害児相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ兼務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。 例えば、10人規模の放課後等デイサービス事業所と障害児相談支援事業所を一体で運営する場合、児童発達支援管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難) このような兼務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している障害児相談支援事業所の開設を促す事ができる。	児童福祉法第21条の5の4第2項等 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第6項	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県
797	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準のうち「従うべき基準」の見直し	指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【第1次一括法からの状況変化】 平成24年4月より計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 計画相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の3町(市川町、香美町、新温泉町)で計画相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、計画相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ兼務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。 例えば、10人規模の生活介護事業所と計画相談支援事業所を一体で運営する場合、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難) このような兼務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している計画相談支援事業所の開設を促す事ができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第6項	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
41	基準病床数を算定する際の加減算の容認	基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減ができるようにする。	<p>【現状】 基準病床数は全国一律の算定方法が定められており、基準病床数を超える地域では特殊な病床に該当する場合のみ、厚生労働大臣に協議をした上で病床を整備できる。</p> <p>【支障事例】 国が定める規制のため、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアに係る病床など地域に必要な病床が基準病床超過を理由に整備困難となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 医療法施行令第5条の2及び第5条の3における厚生労働大臣協議を廃止し、地域の実状に応じて都道府県が基準病床数を独自に加減算可能とすることで、基準病床数を超えている地域でも、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民の生命と安心の確保につながる。 なお、増床は無秩序な増床ではなく、医療従事者の偏在を招かない程度の地域に真に必要とされる最低限度の増床を想定している。</p>	<p>医療法第30条の4第2項、第5項、第6項 医療法施行令第5条の2、第5条の3 医療法施行規則第30条の30、第30条の31、第30条の32 医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)</p>	厚生労働省	愛知県
139	特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和	<p>医療法30条の4第6項の規定に基づき医療法施行令第5条の2で定める基準病床数の算定の特例が認められる事情を、都道府県知事が医療計画を達成するため特に必要と認める場合について、特例措置の対象とすべき。</p> <p>医療法30条の4第7項の規定に基づき同施行令第5条の3で定める基準病床数の特例が認められる事情についても同じ。</p>	<p>【現状】 現在、基準病床数については国の定める基準に従い算定しているが、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の都道府県の人口規模や医療資源の配置状況等の違いが反映されない仕組みとなっている。基準病床数算定の特例措置の規定はあるが、都道府県知事の裁量の範囲は極めて限定的である。 例えば、既存病床数が基準病床数を超過している二次医療圏でも、当該圏域の医療実情が療養病床が多く一般病床が少ない(既存病床数の4割が療養病床であるような圏域)、あるいは中小病院が多く(高度)急性期医療を提供できる医療機関が少ない(病院数が少ない)病床数が多い病院でも250床というような圏域、30病院中500床以上の大規模病院が3病院で、うち1病院はがんの高度専門病院というような圏域)などの状況にある場合、当該圏域にある病院を療養病床から一般病床(高度急性期機能)に転換させることや中小病院を統合することは事実上不可能であり、いつまでも状況を改善できない。</p> <p>【制度改正の必要性】 地域の実情に精通した都道府県において、知事が、医療計画にそって、地域社会に求められる医療機能を整備しようとするものについて、特に必要があると認める場合について、特例措置の対象にできるようにすべき。</p>	<p>医療法第30条の4第6項、第7項 医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項 医療法施行規則第30条の31第1項、第30条の32</p>	厚生労働省	埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、奈良県、兵庫県、鳥取県、全国知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
140	特例により病床の新設・増床ができる病床の種別の基準の緩和	医療法第30条の4第8項の規定に基づき医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を、参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。	<p>【現状】 在留外国人にとって、日本語や英語が通じないことによる生活面での不安は大きいと考えられ、特に、安心して受けられる医療体制の確保は重要である。特に多くの在留外国人が暮らしている都道府県(例えば、在留外国人が約4万人、外国人労働者数が約2万人という県がある。)においては喫緊の課題となっている。 一方で、医療機関においては、経験上、診療面でのトラブル、未収金といった問題があることから、外国人患者の受け入れに必ずしも積極的でない面がある。</p> <p>【制度改正の必要性】 医療機関における外国人患者の受入体制の整備を促進するためには、関係者のコンセンサスを得ながら、都道府県として必要な支援をしていくことが必要となる。その具体的な取組として、例えば、外国人患者受け入れ医療機関認証制度等の認証を受けた医療機関に対する病床規制の緩和が必要である。 よって、医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。</p>	医療法第30条の4第8項 医療法施行規則第30条の32の2第1項	厚生労働省	埼玉県、福井県、三重県、 全国知事会
275	基準病床数の算定基準等の緩和	基準病床数の算定において、将来推計人口値を使用できるよう、厚生労働省医政局長通知の人口の定義を改めること。 基準病床数の算定に使用する退院率及び平均在院日数の地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直し、全国一律とするなど地域間格差を是正すること。 基準病床数制度について、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるよう、医療法等の規定を改正すること。また、特例病床制度については、厚生労働大臣への協議を廃止すること。	<p>【改正の必要性】①現在の基準病床数の算定方法には問題があり、医療計画期間の5年間の医療ニーズに見合った病床数を算定できない。 本県は急速な高齢化の進展により、年齢階級別人口の構成が大きく変化し、医療ニーズの急増が見込まれている(平成30年:患者数58,000人)。しかし、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口は、最近(=過去)値を使用することとなっている。このため、医療計画期間中に改定しない限り、計画の終期(平成29年度末)までに必要な基準病床数の算定ができない状況である(現在の基準病床数:46,451床)。 そのため、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口を最近(=過去)値ではなく、将来推計人口値を使用できるように運用を改めるべきである。 【改正の必要性】②基準病床数の算定に使用する数値の一部(退院率や平均在院日数)は、全国一律の値ではなく地方ブロックごとに定められている。このことは、病床規制以前(昭和60年)の病床が影響し続け、対人口比の地域間格差が解消されない要因の一つになっている。 そのため、基準病床数の算定に使用する退院率などの地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直すべきである。 【改正の必要性】③行政が積極的に関与して不足する医療機能の誘導を図ろうとしても病床過剰地域では、厚労大臣の同意を要するなど主体的かつ迅速な対応を行うことができない。 そのため、基準病床数制度については、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるようにすること。また、特例病床制度については、厚労大臣への協議を廃止すべきである。</p>	医療法第30条の4第2・5・8項、医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の30・32の2・別表第6、「医療法第30条の4第2項第12号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床の算定に使用する数値等」 厚生労働省医政局長通知「医療計画について」	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体
548	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準の緩和	地域医療の実情に応じた補正項目を設定することができるように緩和を図る	既存病床数及び申請病床数について、地域医療の実情に応じた補正を行うことで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	医療法第7条の2第4項	厚生労働省	神奈川県
549	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和	当該基準を廃止する	介護老人保健施設の入所定員に係る補正については、現在経過措置により適用していない。経過措置が終了したときには当該基準により既存病床数が圧迫されるため、当該基準を廃止することで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	医療法第7条の2第5項	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
566	基準病床数の算定に関する基準の緩和	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じ設定することができるように緩和を図る。	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じた特定の課題を解決するためにも、全国一律の計算式に加え、都道府県の裁量により基準病床数に上乗せして設定することができる要件を定め、都道府県の独自性を高める。	医療法第30条の4第2項 医療法施行規則第30条の30	厚生労働省	神奈川県
792	基準病床数の算定における各種規制の緩和	医療計画で定める基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の指定や上下限の制限の撤廃又は参酌基準化すること。	<p>【現行】 現状では、基準病床数について、国が定める全国一律の算定基準に基づき算出されている。</p> <p>【制度改正の必要性】 過去に、基準病床数の見直しを行った結果、過剰となる圏域から地域の実情に応じた病床の配分について要望があったが、基準病床数の算定式が国の一律基準により定められていることから、県において地域の実情を踏まえたバランスのとれた病床の配分ができなかった。 したがって、基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の算定や上下限の制限の撤廃又は「従うべき基準」を参酌基準化すべきである。 なお、県民に支障なく継続的・安定的に需要バランスのとれた医療を提供できるよう、地域のニーズを含めた実態に沿った病床数の加算のみを想定しているものであり、県独自の算定が直ちに過度の病床超過を招くものではない。</p> <p>【具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性】 1 国の見直しにより「既存病床」の補正基準について条例に委任されたが、「従うべき基準」であり、地方に裁量の余地がない。また、地方提言の趣旨である「基準病床」数設定の廃止ではなく、実質的には現行の制度と同じ状況である。 2 基準病床数制度は、全国一律の算定方式であることから、全国から患者が集まるような高度医療を行う病院が病床過剰圏域にある場合など、地域医療の実態を反映させることができない(増床のためには特例病床制度での対応を強いられ、適時適切な病床整備は困難である)。</p>	医療法第30条の4第5項	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、鳥取県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
874	基準病床数に関する 基準についての都道 府県への策定権限の 移譲	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等、地域の実情に合った算定方式となるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定めることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県への策定権限の移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域が必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めているが、単独の医療圏域を構成している本市では、既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。</p> <p>今後、急速な高齢化が見込まれる本市にあつては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想される。</p> <p>以上のことから、基準病床数の算定方式については、将来的な人口動態等を踏まえ、地域が必要と認める基準病床数を設定できるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定めることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県へ策定権限を移譲する必要があると考える。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>さいたま保健医療圏基準病床数7,066に対し既存病床数は7,066となっており、現時点でも新たな病院の開設はできない状況にある。</p>	医療法第30条の4 医療法施行令第5条の2	厚生労働省	さいたま市
847	基準病床数算定にお ける都道府県独自加 減算方式の導入	基準病床数について、都道府県が独自に加減可能とすることで、基準病床を超えている地域でも、臨機に地域医療ニーズに応じた病床を整備する。	<p>【支障事例】</p> <p>基準病床数は全国一律の算定方式で定められているため、地域に必要な病床の適時適切な整備に支障をきたしているのが現状である。また、基準病床超過を理由に、高度ながん医療を提供する病床や緩和ケアなど地域に必要な病床の整備が困難になっている。</p> <p>【改正の必要性】</p> <p>義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国知事会が基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべきと提案し、厚生労働省から適当でないと回答があったものの、地域の医療ニーズに即応するため、地域の現状を知る知事の判断で病床を加減できるようにする必要がある。</p> <p>【改正による効果】</p> <p>地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。</p>	医療法第30条の4第5項	厚生労働省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
678	医療計画等の策定権限等の移譲	現在、道府県が行っている「医療計画の策定」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲する。	<p>【移譲の必要性】</p> <p>医療計画に記載される二次保健医療圏の区域設定及び基準病床数の算定等については、現行、都道府県が定めることとされている。また、今後、二次医療圏ごとに策定される地域医療構想(ビジョン)や病床機能報告についても、同様とされている。本市では、大都市における2025年問題への課題解決策の一つとして、地域の実情に応じた適切な医療機能の分化と連携が必要と考えている。</p> <p>【移譲による効果】</p> <p>地域医療構想(ビジョン)の策定、稼働していない病床の削減要請及び医療機関が指示に従わない場合の勧告等の権限が移譲されることで、医療政策を円滑に進めることができる。</p>	医療法第30条の4	厚生労働省	横浜市
848	特例病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止	特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止し、知事判断で特例病床の許可を行う。	<p>【支障事例】</p> <p>特例病床とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰により病床の新・増設が制限される場合であっても、更なる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができる(法第30条の4第8項)制度であるが、厚生労働大臣の同意を必要とするため、地域の実情に合わせた迅速な対応に支障をきたしている。</p> <p>【改正の必要性】</p> <p>義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国市長会が、特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止を提案し、厚生労働省から適当でないという回答があったものの、地域の実情に合わせた迅速な対応を行うため、地域の現状を知る知事の判断で病床許可できるようにする必要がある。</p> <p>【改正による効果】</p> <p>地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。</p>	医療法施行令第5条の4第2項	厚生労働省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
793	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止すること。	<p>【現行】 現状では、都道府県の医療計画が公示された後、病院の開設許可や病床数の増加等の申請があった場合には、厚生労働大臣との協議を行い、その同意を得た数を加えた数を基準病床数にすることとされている。</p> <p>【支障事例】 厚生労働大臣との事前協議及び同意には1年程度という長い時間を要するため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が妨げられている。</p> <p>【改正による効果】 厚生労働大臣との事前協議を廃止することで、審査期間が1～2ヶ月に短縮されるため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が可能になる。</p> <p>なお、厚生労働大臣への事前協議・同意を不要とすることで必要以上の病床が設置されることへの懸念は、「医療審議会の意見を聞くこと」等の条件を付することで一定の歯止めをかけられる。ただ1ヶ月程度で協議終了できるのであれば、本制度を継続しても良いと考えられる。その場合でも、受付時期によって必要日数が変動しないよう、配慮頂くことが必要。</p>	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項	厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県
454	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)の移譲	国から都道府県への権限移譲	<p>病院に対する報告徴収、立入検査権限は、都道府県にあるが、特定機能病院といえども地域における医療体制を担う役割を有しているため、当該病院に関する報告徴収、立入検査についても、都道府県で一元化して把握した方が、地域医療を推進するために有効である。</p> <p>ただし、特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修を担う病院であることから、権限移譲を受けるにあたっては、専門性の高い知識を有する医師等のスタッフの配置が必要である。</p>	医療法第25条第3項、第4項	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
550	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準の緩和	病院の実情に応じた配置を行うことができるように緩和を図る	専属薬剤師の配置について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	医療法第18条	厚生労働省	神奈川県
551	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	医療法第21条第1項	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
552	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の設置に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができ るように緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	医療法第21条第2項	厚生労働省	神奈川県
477	補助金の執行等の移譲 ・臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金 ・交付申請の受理 ・交付決定 等	地方厚生局からの依頼に基づき、県が交付申請等の進達及び交付決定を行っているが、経理事務を削減し、県が交付申請等の受理及び交付決定ができるようにする。	地方厚生局からの交付申請依頼に基づき、県が各臨床研修施設へ交付申請依頼を行っているが、地方厚生局が提示する提出期限が短いため、県への提出期限をさらに短いものにせざるを得ず、各臨床研修施設の大きな負担となっている。また、移譲にあたって、事務事業が広域的であることによる支障が少なく、まとまった規模の事務・権限を移譲することで、国の出先機関の見直しにもつながる。	医師臨床研修費補助事業実施要綱 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
451	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	都道府県は、管轄する地域における各病院の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができることから、臨床研修施設としての病院に対する実地調査等についても都道府県で行ったほうが、より地域の臨床研修施設の状況を把握ができるため、移譲を提案する。	都道府県の募集定員の調整については、現在は病院の増員希望、募集状況、採用実績など、病院からの提供された情報を基に判断せざるを得ない状況であるが、臨床研修施設の実地調査等ができるようになれば、病院の研修体制などを把握することができ、より地域医療の実情を踏まえた調整を行えるようになる。	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第13条等 歯科医師法第16条の第一項に規定する臨床研修に関する省令第13条等	厚生労働省	神奈川県
192	保健所長の医師資格要件の緩和	地域保健法施行令第4条関係で定めている要件(保健所長は医師でなければならない)を、地方の状況に応じ、一定の基準に基づき変更できるように各都道府県へ条例委任する。 要件の緩和については、 ①同4条第1項で、保健所長は医師でなければならないとしているが、「必ずしも医師でなくても専門的な知識があれば良い」とする。(ただし、別途医師を配置) ②同項において、定められている「医師であって次の号のいずれかに該当する」における要件の実務経験等の緩和を求める。 ③同条第2項における医師以外の者を保健所長とする例外的措置に関して定められている要件の実務経験等の緩和を求める。	【経緯】 公衆衛生医師の確保が困難である状況が慢性的に続いている中、これまでも保健所長の医師資格要件の廃止を含めた職務のあり方について検討がなされており、鳥インフルエンザ等の健康危機管理部分に専門的知識、経験が必要である点、組織運営面においても医師という専門的立場が好ましいという点から医師資格要件は必要であるという意見が強かったが、一方で、地方分権の流れに逆行であるという意見、医師不足から保健所長の兼務や若年の保健所長が生じ、組織管理が困難であることを考えると所長でなくてもスタッフとして医師がいれば良いという意見もあり、平成16年4月に例外的措置として医師以外の者を保健所長とすることが認められたところ。 【実状を踏まえた必要性】 要件が厳しく例外的措置の適用件数は少数であり、保健所長の兼務の抜本的解決には至っておらず、当県においても同様の兼務が問題となっている。24年度の全国知事会からの提案に対し、地域保健の水準低下から国民全体の不利益につながるとの考えから厚生労働省として移譲に反対との回答があったが、人材確保の努力・制度の要件緩和にもかかわらず改善されていないことを考えると、「今後の一層の努力により改善が見られない場合は資格要件を見直す必要がある」とした平成16年3月検討委員会報告を踏まえ、再度検討願いたい。 【当県の状況(7保健所1支所)】 ・平成25年度:1保健所において兼務 1名退職 ・平成26年度:1名採用 1保健所において兼務の状況変わらず ・今後 : 年退職等を考えると2~3保健所において兼務の可能性あり	地域保健法施行令第4条第1項	厚生労働省	和歌山県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
273	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃できることとする。	<p>【制度改正の経緯】 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた義務付け・枠付けの第3次、第4次の見直しの検討においても、保健所長の医師資格要件の撤廃が検討された。地方からは、医師の確保が困難なこと、欠員を補うために2つの保健所長を兼務させている実情があることを支障として挙げ、地域保健法施行令第4条第2項各号のいずれにも該当する医師でない職員を保健所長として配置することができる臨時的措置については、時限的な措置であり、資格要件が非常に厳しく、全国的な実績もほとんどなく、支障事例の根本的な解決にはならないと主張した。厚生省は、保健所長は多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有する必要がある、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な判断と意思決定、医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、保健所長の要件を政令に委任している。その要件を条例に委任すると、保健所長の専門性が十分に確保されず、地域保健の水準が低下する恐れがあり、結果的に国民全体の不利益につながることから、条例への委任は困難とした。</p> <p>【支障事例等】 本県において、公衆衛生医師の確保が困難なため、一人の保健所長が2か所の保健所長を兼務することがあった事例が生じている。しかし、所長以外であっても保健所内に医師を配置すれば、医学的知見の確保は可能である。そのため、地域保健法施行令第4条を従うべき基準から参酌基準に改め、保健所において保健所長以外の職員に医師を配置する場合には保健所長の医師資格要件について撤廃できるようにするべきである。</p>	地域保健法施行令第4条	厚生労働省	埼玉県
304	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件について、条例委任(参酌基準化)する。	<p>【現状と課題】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることのできるよう要件緩和されているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。</p> <p>【支障事例】 保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務、兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。</p> <p>【提案事項及び効果】 保健所長の資格要件を、保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。具体的には、保健所長以外の職員に医師を配置する場合には、保健所長に係る医師資格要件を問わないこととしていただきたい。特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保が困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の医師資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業務運営にも寄与するものである。</p>	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	厚生労働省	福島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
383	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)	地域保健法施行令の規定により保健所長には原則として医師資格が要求されているところ、当該資格要件の参酌基準化(条例委任)を求める。	<p>【支障事例】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることができるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。九州各県の兼務の状況は別紙のとおり。</p> <p>【制度改正の必要性】 保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能なることから、管轄地域における円滑な業務運営に寄与するものである。</p> <p>なお、保健所長の医師資格要件を緩和する場合においても、保健所に公衆衛生に対応できる医師を確保することを条件にすることにより、国が想定している危機管理対応も十分可能である。</p>	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	厚生労働省	九州地方知事会
571	保健所長の医師資格要件の撤廃	公衆衛生に精通した適切な医師が確保できない場合には、平成16年に、一定の条件を満たす、医師以外の者を保健所長とすることを可能とされているが、この条件の撤廃を求める。	<p>公衆衛生医師の確保は厳しさを増しており、保健所長たる医師が十分確保できない状況にある。</p> <p>保健所への医師の配置は必要であるが、スタッフとしての医師が医学的判断を行えば、保健所長業務に必要な見識と管理監督能力を有する医師以外の者が保健所長の業務を担うことが出来ると考える。</p> <p>平成16年に保健所長の資格要件が条件付で一部緩和されたが、具体的適用が極めて困難な状況にあり、実効性がないことから、この条件の撤廃を求めるものである。</p>	地域保健法施行令第4条	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
585	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件及び医師以外の者を保健所長にする場合の要件を、所内に医師が配置されている場合に廃止する。	<p>【具体的な支障】</p> <p>各都道府県においては、保健所長をはじめとした行政医師の確保に努めているところであるが、慢性的な不足が課題となっている。</p> <p>保健所長の資格要件については、医師以外の者についても①公衆衛生の専門知識に関し医師と同等以上の知識を有する者、②5年以上の実務従事経験、③養成訓練課程の受講を要件に認められているところであるが、上記の厳しい要件や、3ヶ月の養成課程の義務づけ、2年以内(1回に限り更新可)という期間上限が設けられていることなどから、実際には導入が難しい状況である。</p> <p>本府においても導入は難しく、保健所長の定年延長で対応するなど苦慮している。保健所内に医師がいる場合、保健所長が医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員であれば、緊急時の判断等を含め遂行可能であるため、さらなる規制緩和を提案する。</p>	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	厚生労働省	京都府・兵庫 県・徳島県
701	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)とすること。(ただし、保健所内には医師を配置することを条件とする。)	<p>【支障事例】</p> <p>保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることのできるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。</p> <p>保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。</p> <p>当県においては、離島を有するなどの地理的な特性により、13保健所のうち、4保健所で保健所長が兼務している状況。(県内の保健所設置位置及びその兼務状況は別紙のとおり)</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>保健所に公衆衛生に対応できる医師を配置することを条件に、保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理事案等々の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となるとともに、危機管理対応も十分可能である。</p> <p>特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業務運営に寄与するものである。</p>	地域保健法第10条、地域保健法施行令第4条	厚生労働省	鹿児島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
363	保健所設置市への麻薬免許事務権限の移譲	麻薬取扱者免許に係る事務権限を保健所設置市へ移譲し、併せて麻薬取扱者に交付する免許の効力が国内全域でも有効となるよう制度の見直しを行う。	<p>【制度改正要望の経緯・必要性】麻薬取扱者免許に係る事務が保健所設置市に権限移譲されれば、次の住民サービス向上が見込まれる。</p> <p>①本権限移譲により、薬事、医療等の監視指導業務と一体で行うことができるようになり、効率的な業務実施が可能となる。また、保健所設置市は住民により近い立場で業務を実施することから、麻薬の取扱い等に係る指導をより綿密に行うことにより、麻薬の不適切な取扱い等から生じる医療事故等の事前防止を図ることができる。</p> <p>②保健所設置市の区域内については、現在、保健所設置市を窓口として申請受付・免許交付を行っているため、本権限移譲により、申請書の県への進達及び免許証の保健所設置市への送付等で余分にかかっている4日程度を短縮できる。</p> <p>③本権限の移譲により、薬事・医療の許可と当該事務が同時に新規申請された場合、2つの事務を併行して行うことができるため、現行制度下(県は、薬事・医療の許可を把握してから当該事務の手続きを開始)よりも、4日程度短縮できる。</p> <p>【具体的な支障事例】しかし、現行制度のままで移譲された場合、麻薬取扱者に交付する免許は、当該保健所設置市の管轄区域内のみで有効であることから、特に麻薬取扱者の大部分を占める麻薬施用者については、当該保健所設置市の管轄区域外の病院へ移った場合、新たに免許交付申請を行わなければならない、その結果、手間・手数料という新たな負担が生じ、住民サービスの低下を招くこととなるため、現行制度のままで保健所設置市へ権限移譲することは困難な状況にある。</p> <p>【課題の解消策】麻薬取扱者に交付する免許が交付自治体の管轄区域外でも有効となるよう制度の見直しを求める。</p>	麻薬及び向精神薬取締法第3条	厚生労働省	広島県
77	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされたい。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。</p> <p>【具体的な支障事例等制度改正の必要性】</p> <p>認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象になため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。</p> <p>【権限移譲の具体的な効果】</p> <p>条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができると思われる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	<p>【制度改正を必要とする理由】</p> <p>平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。</p> <p>具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会
666	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	<p>【支障事例】</p> <p>平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。</p> <p>そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。</p> <p>また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。</p> <p>なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるという2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものとする。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	堺市、大阪府

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限は県に残る。 施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をも欠くことになる。 類型を越えた認定こども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	さいたま市
158	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、医療法施行令第5条の4第2項に規定する病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止する。	【経緯・支障】 全国知事会においても、「義務付け・枠付けの見直しに係る提案」として基準病床数の都道府県による独自の加減可能化を提案していたが、国が特例病床の協議に同意する際の留意事項を示したことのみにとどまった(平成25年4月24日付厚生労働省医政局指導課長通知)。 一例として、鳥取県においても周産期母子医療センターのNICUの病床利用率が高く、今後増床の検討をする場合、上記通知で示された特例病床の留意事項によると、鳥取県内の出生数では特例病床の適用が難しい状況である。 【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた医療体制を確保するためにも必要な病床数を地方自治体が決定できる取り扱いが必要である。 ※特定の病床等の特例の事務の取り扱いについて(平成25年4月24日厚生労働省医政局指導課長通知) 特例病床算定の留意事項(補足)2.④ NICUやGCUの増床にあたっては、原則として、都道府県内の増床後のそれぞれの総数が以下の数を超えないようにする。 NICU: 総出生数(都道府県内) / 10,000人 × 30床 ↓ (鳥取県の状況) 総出生数4,771人(H24) / 10,000人 × 30床 = 14.3床 県内の既存NICU病床数 18床 > 14.3床	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項 医療法施行規則第30条の32の2第1項	厚生労働省	鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
396	児童相談所の設置権限の移譲	特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置市の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。	特別区は、児童虐待その他の児童家庭相談の一義的窓口として、「先駆型子供家庭支援センター」を中心に相談体制を強化しており、区への虐待通告件数や相談件数は年々増加している。児童虐待の未然防止、重篤化予防のための様々な事業を実施するほか、要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関、地域との連携強化を行い、着実に対応を進めている。しかし、緊急性や危険性の高い事案については区の権限では対応できず、児童相談所に一時保護や専門的な対応を委ねることとなっている。虐待通告受理から支援終了まで一連の対応を同機関で切れ目なく行うことは、児童の安全確保だけでなく、虐待の再発防止、継続的な保護者指導・支援が可能となるが、二つの機関が存在することにより、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況に応じたきめ細かな対応が取れないことがある。また、今般、死亡事例が報告されている「居住実態が把握できない児童」についても、虐待発生ハイリスクと捉え、区でもその把握と支援を積極的に実施しているが、全国の児童相談所が所有するCAシステム等を持たず、立入調査権もない区においては調査にも限界がある。このような現状を改善するためにも、区民に最も身近な行政機関である区に児童相談所を移管し、学校や保健センターなどの関係機関や地域との連携を密にしながら、相談から支援、指導、養護まで実施していく必要がある。	児童福祉法第12条第1項、第59条の4 同法施行令第45条、第45条の2	厚生労働省	特別区長会
19	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限の都道府県への移譲	【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、産業振興、人材育成、福祉など、地域の実情に応じた取組を推進している都道府県自身が、それらの施策と連携しつつ雇用施策を運用することが効果的である。例えば、愛知県においては、県で造成した「産業空洞化対策減税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした積極的な職業紹介等を一体的に実行することで、雇用政策をより効果的に推進できる。また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。 【現行制度の支障事例】 国は、H25年12月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。 【懸念の解消策】 ①雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。 ②職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキュリティの基でアクセス許可を受けることで可能。 ③全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可能。 ④ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・勧告、是正指示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条	厚生労働省	愛知県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
148	職業安定法に基づき 公共職業安定所が行 う無料職業紹介事業 の都道府県への移譲	職業安定法に基づき公共職業安定所 が行う無料職業紹介事業を希望する 都道府県に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】 人口全国最少の鳥取県は、人口将来推計において今後も人口減が見込まれている。人口減少を食い止める施策の実施は喫緊の課題であり、特に若年層の流出を防ぐため、ハローワークの職業紹介機能を、単なる就労支援だけでなく、自治体の定住推進策の一つに位置付け、地方のイニシアチブで一体的に運用していく必要がある。</p> <p>【支障事例】 現在、無料の職業紹介事業が国の一元管理下(職業安定法第5条第3号)にあり、ハローワークによる職業紹介では一律にマニュアル化された説明対応や就業指導となっているため、求職者・求人双方の思いが合致せず、雇用ミスマッチの発生要因となっている。</p> <p>【効果】 権限移譲によって、次のようなメリットが期待できる。 (1)自治体が進める人口減対策とハローワークの就業支援対策の一体的運用が可能となる。 (2)ハローワークの限られた人員だけではきめ細かな就労支援は不可能であり、自治体のマンパワーを最大限に生かすことで、地域内での求職者・求人双方の最適なマッチングを実現することが可能となる。</p>	厚生労働省設置法第4条第1 項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8 条、第17条、第18条 等	厚生労働省	鳥取県、徳島 県
190	ハローワークの全面 移管	ハローワークのすべての事務・権限を 都道府県に移管する。	<p>【効果】 ハローワークが行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と、地方が行う職業訓練、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体主導のもと一体的に実施されることにより、以下のこと等が可能となる。 (1)求職者のニーズに応じたワンストップの就労支援 生活保護や育児相談などの多様な求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの、きめの細かいワンストップサービスが実現する。 (2)企業のニーズに応じた戦略的な雇用施策の実施 企業ニーズを把握している県が、職業訓練や職業紹介を一体的に展開することで、企業が求める人材を育成し、雇用に繋げていくことが可能となる。</p>	職業安定法第5条第3号他	厚生労働省	和歌山県、大 阪府

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
236	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	<p>【制度改正の必要性】 利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。 ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。 ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。</p> <p>【現行制度の支障事例】 一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。</p> <p>【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めており、働く意思の確認が可能であるため、両者の分離による濫給は生じない。また、雇用保険を都道府県で分離することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険集団は大きいままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一体性維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能になる利点大きい。 ④「ILO条約」については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能</p>	職業安定法第5条第3号ほか	厚生労働省	広島県
263	ハローワークの地方移管	ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すること。 それまでの間においても、地方自治体が行う無料職業紹介の法的位置づけを明確化するとともに、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すること。	<p>【制度改正の経緯】 全国知事会が求めてきたハローワークの地方移管は実現していないが、アクションプラン等に基づき、平成24年10月から、東西2か所(埼玉県と佐賀県)で試行的にハローワーク特区が実施されている。 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、①ハローワーク求人情報の地方自治体へのオンライン提供を積極的に進めること、②国と地方の一体的実施やハローワーク特区などの取組を通じ、地方と一体となった雇用対策を推進すること、③これらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、ハローワークの事務・権限の移譲等について引き続き検討・調整を進めることなどの方針が示されている。</p> <p>【制度改正の必要性】 求職者が必要としている支援を提供するには、職業紹介に加え、求職中の生活・住宅相談やキャリアカウンセリング等のサービスを一体的に実施する必要があり、二重行政を解消して国と地方を通じた簡素で効率的な行政体制とするためにも、総合行政である地方自治体にハローワークの事務・権限を移管することが必要である。 また、国から地方自治体に提供される情報は、求人情報など国が把握している情報の一部であり、求職者情報や相談記録、事業主指導記録等は提供の対象となっていない。このため現状では地方自治体においてハローワークと同等の条件で職業紹介サービスを行える環境になっていない。 地方自治体が職業紹介をより効果的に行えるように、ハローワーク職員用端末と同様の情報を活用できるようにすることが必要である。</p>	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
389	ハローワーク業務の 国から都道府県への 移譲	公共職業安定所が行う職業紹介業務 について、都道府県に対し権限を移譲 すること	<p>【現行制度の支障】</p> <p>1) 二重行政により利用者にとって不便が生じコストも割高。</p> <p>2) 地方が行う産業人材育成、企業の人材確保支援、産業振興策などの地域施策と一体となった地域の特性を踏まえた雇用対策が実現できない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>1) 地方が行う就業支援(キャリアカウンセリング、住宅や生活に関する相談)に加え、職業紹介が実現できることにより、県民にワンストップでのサービス提供ときめ細かい支援ができることとなり、コスト削減と利用者の利便性が向上する。</p> <p>2) 地域が取り組む産業人材育成施策、新産業育成施策などの独自の産業施策と雇用対策を一体的に取り組むことが可能となり、効果的で戦略的な企業、求職者支援を実現できる。</p> <p>3) 職業紹介業務については、地域経済と密接に関連するため、地域の実情を把握している都道府県が行うことで、現場や実態を踏まえ、企業や求職者それぞれにきめ細かい支援を行うことが可能となる。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>国が法令等で基準を定めただうえ、地方が執行すればよいので、全国統一性が損なわれることはない。</p> <p>現在、佐賀県と埼玉県で実施されている「ハローワーク特区」の成果や課題についての検証結果を踏まえることで、円滑な移管が可能となる。</p>	職業安定法第5条第3号他	厚生労働省	九州地方知 事会
416	公共職業安定所(ハ ローワーク)業務全般 の移管	職業訓練の受講あっせんや雇用保険 の認定・給付等の業務を希望する指定 都市に「一体的実施」により実施しつ つ、ハローワーク業務に係る国と指定 都市の具体的な業務分担や相互の関 係についての合意形成のため、国と指 定都市との協議の場の設定し、「一体 的実施」として実施しているハローワ ークの職業紹介・相談業務を希望する指 定都市が受託する「一元的実施」によ り実施	<p>【現行制度の支障事例】</p> <p>「見直し方針」では一体的実施の課題の多くを解消できない。一体的実施についての支障事例は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の成果も挙げているが、今後アクション・プランに基づく協定の範囲を超えて事業展開を検討する場合、市の裁量が及ばず地域の実情に応じた迅速な対応が図られないおそれがある。 ・一体的実施施設は指揮・命令系統が複数あることから、運営方針について事前の協議・調整が必要であり、地域の特性・ニーズに見合った市民サービスが提供されない可能性がある。 ・勤務条件の相違や業務の繁閑に合わせた弾力的な人員配置ができないこと等による非効率の発生。 ・支援対象者を生活保護受給者等の生活困窮者としており、それ以外の市民(若者、女性、高齢者、障害者等)に対して実施しているカウンセリング等の就労支援サービスと職業紹介等サービスを一体化し、相談から就労までの一貫したサービスを地方の責任と判断で提供できない。 <p>【制度改正の必要性】</p> <p>全指定都市で一体的実施をしている現状において、更に職業安定法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を同一の対象者に対して市が実施すると、異なる実施主体が同じ対象者に行政サービスを行う、いわゆる二重行政が生ずる。それに比べると、業務委託により、一体的実施として実施しているハローワークの職業紹介、相談業務を市が実施することとした方が一体的実施の課題が解消され、住民にとってのメリットも大きい。</p> <p>ハローワークにおける就労支援は、地域の実情を熟知し、住民に最も身近な基礎自治体が担うことで住民サービスの向上につながる。そのため、「権限移譲」の実を上げるまでの当面の措置として、現行法令の枠内での見直しが必要。</p>	職業安定法、労働者派遣事 業の適正な運営の確保及び 派遣労働者の保護等に関す る法律等	厚生労働省	指定都市市 長会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
465	公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している無料の職業紹介事業を一体的に都道府県に移譲する。	公共職業安定所(ハローワーク)が持つ膨大なデータやノウハウは、ナショナルミマムの範囲で活用されるものととまらず、住民の福祉の増進、産業経済の発展、教育等に資する施策を効果的に実施するためにこそ活用されるべきものであるから、当該業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条	厚生労働省	神奈川県
582	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこと。 (1) 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 (2) 雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 (3) 国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	【制度改正の必要性】安定的な雇用の確保は、本県経済の持続的発展にとって、最も重要な課題の一つであり、現在、職業紹介などを所管する政府と、職業訓練や人材育成を所管する県が連携して取り組んでいるところである。しかしながら、これら雇用対策に関する政府と県の機能を一元化し、ワンストップサービスを提供する方が、事業の効果は飛躍的に向上すると考えられる。実際、本県では平成25年度から、労働局とともに、一部機能を一体的に実施する「トータル・ジョブサポート」を立ち上げ、大きな成果を上げていることから、早期の完全一体的な雇用施策の実施をすべきである。また、本県の雇用情勢は、平成26年5月の有効求人倍率が1.26倍と回復基調にあるが、業種により求人・求職の偏りが生じている。さらに正規雇用率や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。これらの課題に対して、雇用対策を一体的に実施することが重要であり、地域の実情に精通し、産業施策を始めとする多様な関連施策をきめ細かく、かつ柔軟に対応できる県において、一体的に実施する方が、より効率的であると考えるところである。このことから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める」とされていることから、本県を含む地方の「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに移譲を行うべきである。 【閣議決定(H25.12)後の事情変更】【現行制度の支障事例】【懸念の解消策】 別添のとおり	○厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 ○職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 ○厚生労働省組織規則 第792条、第793条 ○雇用保険法 第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第37条の3、第37条の4、第39条、第40条、第44条、第47条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 ○職業能力開発促進法第26条の7	厚生労働省	山形県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
688	ハローワークの都道府県への移管(特に「わかものハローワーク」等の先行実施)	ハローワークを都道府県へ移管する。また、特に「わかものハローワーク」等について、移管を先行実施する。	<p>【現状・支障事例】</p> <p>本府では、求職者の個々の状況に応じた就職支援や、中小企業向けの人材採用支援等を行う「OSAKAしごとフィールド」を設置し、ハローワーク大阪東の分室と一体的実施に取り組んでいる。</p> <p>具体的には、大阪労働局の協力を得ながら、府の受託事業者によるきめ細かなカウンセリングとハローワークの有する豊富な求人を組み合わせた就職支援を実施しているが、一体的実施ではハローワークの実施する職業相談や職業紹介に関し地方自治体が責任を負うことができず、また、府内各地域での展開ができないため、地方が自らの判断と責任で各地域の諸課題に取り組もうとする地方分権改革の観点からは不十分。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>今後、生活困窮者自立支援法の施行により、市町村とハローワークとの一体的な就労支援が求められることから、市町村と緊密に連携できる都道府県にハローワークを移管すべきである。</p> <p>【閣議決定を踏まえた必要性】</p> <p>国においては、ハローワーク特区や一体的実施の取組みなどが進められていることは理解するが、とりわけ若年者に対する就職支援は、都道府県で実施しているキャリア教育や職業訓練、中小企業支援との緊密な連携が重要であることに加え、労働力人口の減少が進む中で若者と魅力ある中小企業とのマッチングを早急に促進することが不可欠であることから、「わかものハローワーク」と「新卒応援ハローワーク」については、先行して都道府県に移管することが必要である。</p>	職業安定法	厚生労働省	大阪府、和歌山県、鳥取県
762	ハローワークの都道府県への移管	平成24年10月から3年間を目処として埼玉県、佐賀県でハローワーク特区の取組の検証が進められているところがあるが、より踏み込んだ施策を展開するため、ハローワークに係る権限、人員、財源の全面的な都道府県への移管を進めること。	<p>【提案による効果】</p> <p>① 身近な場所での必要な支援の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者の能力・適性に応じた就職相談をはじめ、職業訓練・職業紹介まで一貫したきめ細かいサービスが実現し、着実な就労に結びつけることが可能 ・住居・生活・福祉等に係る必要な支援のワンストップでの提供、市町村と連携した求職者本位のトータルな支援が可能 ・交通至便地や身近な施設にサテライトを設置したり、託児サービスや利用時間延長など様々なサービスを各地域の判断で展開可能 ・インターネット等を活用した求人・求職情報へのアクセス環境の整備による利便性の向上 <p>② 企業支援と雇用政策の一体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興部門と一体となった企業の人材確保支援や新産業育成などの産業振興政策と連携した雇用政策の展開が可能 <p>③ 学校教育との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携強化により、キャリア教育の拡充や若年就労の改善が可能 <p>④ 行政改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省庁の縦割りがなく、首長の判断で部局の枠を超えた弾力的な人員配置が可能 <ul style="list-style-type: none"> ・求職者のニーズに対し、所管外であっても、的確な相談窓口迅速・確実に引き継ぐことが可能 ・住民や議会の監視の目が届きやすく、透明度が向上 <p>【国が指摘する問題点への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方移管しても、雇用保険の財政責任は国が担えばよく、運営主体が都道府県になることで、地方議会の監視の目も行き届き、より透明性の高い運営が可能になる。 ・職業紹介の全国ネットワークは、都道府県が共同で設立する組織が引き継ぎ管理を行うなどにより維持することが可能になる。 ・全国一斉の雇用対策の視点については、国が統一性を保持すべき点は法令等で基準を定めればよく、地方移管により、地域の実情に応じた雇用対策が可能になる。 	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等	厚生労働省	兵庫県、大阪府、鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
944	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。</p> <p>①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。</p> <p>②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。</p> <p>③学校教育との連携を強化できる。</p> <p>【現行制度の支障事例】</p> <p>一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めており、働く意思の確認が可能であるため、両者の分離による濫給は生じない。また、雇用保険を都道府県で分離することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険集団は大きいままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。</p> <p>②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一体性維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理)</p> <p>③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一的・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能になる利点大きい。</p> <p>④「ILO条約」については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能</p>	職業安定法第5条第3号ほか	厚生労働省	中国地方知事会
464	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	国以外が実施している職業紹介等事業の事業者への監督権限を一体的に都道府県に移譲する。	職業紹介等事業に関しては、官・民及び有料・無料を問わず、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、一体的な権限として行使されるべきであるため、地域の実情を熟知した都道府県により、現場実態を踏まえた雇用対策として適切に実行されるべきである。	職業安定法第30条、第48条の2 労働者派遣法第5条、第48条	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
945	雇用保険法に基づく 雇用保険の適用・認定・ 給付等業務の地方(ふるさとハロー ワーク等)への移譲	【仮にハローワークの都道府県移管が 実現しなかった場合でも】 都道府県が設置するふるさとハロー ワークにおいて雇用保険手続きが行え るよう、雇用保険法に基づく雇用保険 の適用・認定・給付等業務を希望する 都道府県に移譲する。	鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを 維持するため、「鳥取県ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等 を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができず、 該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークに出向かねばならず、利便性を 著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保 険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは 実施できない。 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保 険者は、わざわざ遠方に出向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本来 機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受で きるようになる。 今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹 介までを完結できる仕組みを設けることが必要であり、移譲を強く希望する。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、 第7条、第28条の2等	厚生労働省	中国地方知 事会
149	雇用保険法に基づく 雇用保険の適用・認定・ 給付等業務の都 道府県への移譲	仮にハローワークの都道府県移管が 実現しなかった場合でも、自治体が設 置するふるさとハローワーク等におい て雇用保険手続きが行えるよう、雇用 保険法に基づく雇用保険の適用・認 定・給付等業務を希望する都道府県に 移譲する。	【制度改正の必要性】 鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを 維持するため、「鳥取県ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等 を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができず、 該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークに出向かねばならず、利便性を 著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。 今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹 介までを完結できる仕組みを設けることが必要である。 【支障事例】 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保 険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは 実施できない。 【効果】 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保 険者は、わざわざ遠方に出向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本来 機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受で きるようになる。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、 第7条、第28条の2等	厚生労働省	鳥取県、徳島 県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
466	雇用保険法に基づく 雇用保険の適用・認定・給付等の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している事務である事業主が新たに労働者を雇用したときや労働者が離職したときの届出の受理、失業者に対する失業給付の受給資格決定・認定・給付等の事務を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置づけ、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとすうえ、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲すべきである。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、 第7条、第28条の2	厚生労働省	神奈川県
490	雇用対策に取り組む 事業主に対する助成 の移譲	雇用対策に取り組む事業主に対する各種雇用関係給付金の支給に係る事務を都道府県に移譲する。	現在、雇用対策の一環として、雇用関係事業(求人開拓等)に関しては、各種雇用関係の給付金が支給されているが、職業紹介業務を国から都道府県に権限移譲するよう求めていることから、これらは一体であると考え、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策を取ることができる都道府県に権限を移譲すべきである。 現行において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な助成が可能となる。	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第102 条の2、第102条の4、第103 条、第109条、第111条、第 115条	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体
462	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理の移譲	労働保険関連業務を都道府県に移譲する。	職業紹介事業と雇用保険関連事業は現在一体的に行われており、職業紹介業務と併せて移管することが望ましい。雇用失業情勢や事業所開設に係る情報等地域の産業の実情を把握している都道府県により、適切に実行されるべきである。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	厚生労働省	神奈川県
463	労働保険事務組合の業務に係る監督の移譲	労働保険事務組合の業務に係る監督権限を都道府県に移譲する。	雇用保険に関する事務を都道府県に移管した場合は、労働保険事務組合に委託する事業主からの保険料の徴収に関しても、地方が直接、労働保険事務組合に対する監督を適正に行うことにより、その履行を確実に確保できる。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
493	両立支援に取り組む 事業主への助成の移 譲	両立支援に取り組む事業主から各種 給付に係る支給申請受理及び支給決 定事務を都道府県に移譲する。	両立支援に取り組む事業主への助成については、国による一律的な支援ではなく、 地方の実情に応じた支援が求められている。育児介護休業法第30条を改正して「事 業主等に対する援助」の主体を国から都道府県に変更することにより、事業主に対し て様々な支援策を示すことができると考える。本県では、県が認証した事業者が融 資における優遇措置や入札における加点評価を受けることができるが、両立支援の 助成金事務を県に移管されれば、事業主にこれらとセットで周知することができ、二 重行政を防ぐこととなる。 なお、支給要件の1つに、一般事業主行動計画の届出があるが、届出先は都道府県 労働局となっていることから、支給に当たっての要件の確認のため、都道府県労働 局への照会事務が発生し、そのための時間を要することが想定される。	育児・介護休業法第30条 雇用保険法第62条第1項第5 号 雇用保険法施行規則第116 条第1号附則第17条の3	厚生労働省	神奈川県
483	個別労働関係紛争の 解決の促進に関する 事務の移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関 すること(相談、助言・指導、紛争調整 委員会によるあっせんの事務)を都道 府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を 行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。 従来から、労働組合を介さない個別的紛争については、都道府県(労政所管課が中 心)において、地域の実情に応じて、労働相談業務やあっせん事業を行っていたが、 平成13年に法律を制定したうえで国が直轄事業の一つとした。 その一方で、都道府県においても利用者の利便性を考慮し、窓口が拡充されること が望ましいとの考えから、引き続き業務を行っている。そのため、国から都道府県へ の権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能 である。 また、都道府県は日常業務として労働情勢の把握を行っていることから、労働組合、 社会福祉団体、教育機関や警察等の各種機関との接点を有しており、さまざまな観 点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、県行政として問題を取り上 げ各種施策に生かすことも可能となる。 さらに、労働組合と使用者との間の紛争(集団的労使紛争)のあっせんは、都道府県 の労働委員会が担っていることから、これとの一体的な取組により、地域の実情や特 性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能となる都道府県に権限を移譲するべきであ る。	個別労働関係紛争の解決の 促進に関する法律(平成13年 法律第112号)第3条、第4条	厚生労働省	神奈川県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
547	食品衛生検査施設の 設備及び職員配置に 関する基準の緩和	食品衛生検査施設に関して、都道府 県等が条例で基準を定めるにあたり、 厚生労働省令で「従うべき基準」の緩和 を求める。	食品衛生検査施設の設備については、検査室等の設置が「従うべき基準」として一 律に規定されており、地域における必要性の有無に関らず求められている。こうした 部分を規制緩和することで、検査施設ごとの特性を生かした設置の拡充が期待され る。 なお、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」 が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、ガイドラ インとする等の規制緩和を求めるものである。	食品衛生法第29条	厚生労働省	神奈川県
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道 府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への 容器包装リサイクル法に基づく立入検 査、報告徴収等以下の権限を、必要と なる人員、財源とともに、国から都道府 県へ移譲すること。(大臣・知事の並行 権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のため に事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、 国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助 言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限が ないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで 状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言 等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかど うかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができ る。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助 言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保 できるようにする。	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律第19条、第20条、第39 条、第40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
450	養成施設の指定の移譲(栄養士)	栄養士養成施設に関しては、現在地方厚生局が行う、養成施設の指定、取消し、内容変更、廃止、指導調査等の事務を県で行うことが可能であり、権限を県に移譲することを求める。	管理栄養士養成施設(栄養学科系の4年制大学)は、同時に栄養士養成施設も兼ねている。今後も管理栄養士養成施設に関しては、大学に対する設置認可権は国(文部科学省)と同様に、国(厚生労働省)に指定権限が残る。栄養士養成施設の指定権限が県に移譲されると、国と県が一つの養成施設に対して、同時に指定権限を持つ状態になる。そういった事情から、現在管理栄養士養成施設をもつ栄養士養成施設については、事務権限の移譲が可能かどうか、国が調整を行っている段階である。	栄養士法第2条第1項、栄養士法施行令等、栄養士法施行規則等、栄養士養成施設指導要領等	厚生労働省	神奈川県
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
116	補助金返還要件の緩和(各省庁の財産処分基準の見直し)	現在、施設の売却等の財産処分にあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び所管行政庁の財産処分承認基準により、補助金の返還が余儀なくされている。多くの遊休化・老朽化した施設の有効活用を検討していく中で、それが弊害となり、民間への売却等に際し、契約交渉の過程において不利になるため、財産処分承認基準を見直し、有償譲渡や有償貸付の場合であっても、補助金返還を求めず、事務処理の簡素化を図ってほしい。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>全国の多くの自治体は、平成の合併後、約10年が過ぎようとしており、合併に伴う施設管理の増数増大化や更新費用の問題が喫緊の課題となっている。しかしながら、各所管省庁の「補助金等に係る財産処分基準」により補助金返還が余儀なくされており、施設運用計画にも大きく影響をきたしている。</p> <p>【支障事例及び解消策】</p> <p>事例として、今年度、市では厚生労働省所管の施設である「三豊市豊中町南福祉ふれあいセンター」の有償譲渡を行う予定だが、鉄骨建造物であれば処分制限期間が47年ということになっており、老朽化建造物であっても残存算定され、期間相応分の補助金が返還請求されることとなる。企業や自治会などへの売却活用にあたっては、価格交渉において補助金返還額も考慮しなければならず、市町村が公共施設再配置計画に基づき、施設の統廃合等の検討を進めるにあたり、財産処分基準中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分が弊害となり、契約交渉において不利になっている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>三豊市では、議会特別委員会での協議やパブリックコメントを経て、平成25年6月に公共施設再配置計画を策定し、将来維持できる施設量の試算や目標数値、公共施設のあり方や方向性について定めた。</p> <p>厚生労働省の基準中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分は、全ての場合にあてはめるのではなく、市町村がその計画をもとに適正であると判断して行う財産処分については、地域の特色や自主性を発揮した地域づくりにつながり、地方分権の一步になると考えられるため、目的外にはあたらす、特例として国庫納付を求めない旨の改正を求める。</p>	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日会発第041700号)	厚生労働省	三豊市
341	水道資産の有効活用のための有償譲渡に係る国庫補助金返還免除	地方公共団体が補助対象財産を処分する場合、有償譲渡については国庫納付に関する条件を付さずに承認することができます。国庫補助金の返還が免除されないところ、水道資産の有効活用のため、国庫補助金の返還免除を有償譲渡についても適用できるようにする。	<p>【現状】</p> <p>奈良県では平成23年12月に「県域水道ビジョン」を策定し、県営水道と市町村水道が共同して水道資産(施設、人材、財務、技術力)の最適化を図る「県域水道ファンリティマネジメント」に取り組んでいるところ。水需要の減少により、利用が見込めなくなった県営水道の保有している水道水源を、県営水道供給エリア外で水道水源が不足している市町村水道に有償譲渡して、県域水道全体で有効活用の検討を行っている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>運営主体が異なるのみで、譲渡後も同じ水道目的に使われるにもかかわらず、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」から、県営水道の水源確保を目的とした国庫補助金の返還が必要となっている。このため、水利権を譲渡する県営水道は、譲渡先の市町村に対し返還する国庫補助金相当額を請求することになり、市町村は新たに国庫補助金の申請手続きが必要になる。</p> <p>【改正の必要性】</p> <p>県営水道が水源の不足する市町村に有償で水利権を分譲譲渡しても、国や県に返還額を支払うのみで、不当利得は一切ないことから、「国庫納付を求めない財産処分」に相当すると考える。県営水道の水源確保を目的とする国庫補助金の返還が不要であれば、県営水道から水利権の譲渡先である市町村に対し国庫補助金返還相当額の請求は不要であり、市町村も国庫補助金申請の必要がなくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規制緩和が実現することにより、人口減少社会に直面する水道事業の抜本的構築に向けて、水道資産の最適化をスムーズに進めることが可能となる。</p>	「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の1(1)	厚生労働省	奈良県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
900	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。</p>	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	厚生労働省	埼玉県
901	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>県の少子政策事業と密接な関係があり、県として市町村の整備動向を把握する必要があるため。</p>	児童福祉法35条第3項、第40条次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
902	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちがん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。</p>	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	厚生労働省	埼玉県
903	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。</p>	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
904	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援 事業費補助金について、都道府県へ 財源・権限を移譲し、都道府県から市 町村や民間事業者等へ補助する制度 とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地 方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するも のである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、 補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を 図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であ る。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資 するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等 へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の 解消になる。	地域生活支援事業実施要綱	厚生労働省	埼玉県
905	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支 援給付費国庫負担金交付要綱につい て、都道府県へ財源・権限を移譲し、 都道府県から市町村や民間事業者等 へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地 方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するも のである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、 補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を 図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であ る。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資 するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等 へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の 解消になる。	障害者自立支援給付費国庫 負担金交付要綱	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
906	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。</p>	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	厚生労働省	埼玉県
907	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。</p>	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
908	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>事業実施に際して地域の実情を反映させる必要がある。全国一律の基準ではなく、国よりもその地域の実情を把握している県が行ったほうが、地域に即した効果的な補助が期待できる。</p>	介護保険事業費保険事業費補助金交付要綱	厚生労働省	埼玉県
909	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>埼玉県では平成22年度から緊急雇用創出基金を活用して同種の事業を実施してきた。この事業は若年者の正規雇用促進とともに、県内中小企業への人材供給、企業における人材育成支援という側面を併せ持っている。</p> <p>新卒未就職者の状況は、地方の実情がそれぞれ異なることから、事業ノウハウや実績を有する県が一元的に実施することが望ましい。</p> <p>特に埼玉県の場合は、ハローワーク浦和就業支援サテライト(若者コーナー)を活用し、本事業を必要とする若者に対し直接アプローチすることが可能である。</p>	紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業実施要領	厚生労働省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
910	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育 施設設置・運営等支援助成金につ いて、都道府県へ財源・権限を移譲し、 都道府県から市町村や民間事業者等 へ補助する制度とすること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>同種の事業を県も行っているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。</p>	両立支援等助成金支給要領	厚生労働省	埼玉県

検討要請(農林水産省)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
455	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	<p>中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲 (参考)</p> <p>2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。</p>	<p>中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。 (参考)</p> <p>2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。</p>	中小企業等協同組合法施行令第34条	経済産業省、農林水産省	神奈川県
595	市町村営ほ場整備事業における換地計画認可について	<p>市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする</p>	<p>市町村営ほ場整備事業(区画整理)においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、府は報告を受けるのみだが、当該事業地区内の換地計画は府知事の認可を要することとなっている。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の前提となる事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告となったことから、土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても両計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める</p>	土地改良法第96条の4が準用する同法第52条、第53条の4	農林水産省	京都府・徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
2	国際ビジネス機受入 の際のCIQ業務の移 譲	地方管理空港における国際 ビジネス機受入に限って、 出入国の際に必要な税関、 入国管理、検疫のいわゆる CIQ業務を、希望する 都道府県に移譲すること。	<p>【支障】 CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。</p> <p>【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネスジェット環境の改善につなげるものである。</p> <p>【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。</p> <p>【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。</p>	出入国管理及び難 民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条 植物防疫法第6条、 第8条 家畜伝染病予防法 第38条、第40条	法務省、財務 省、厚生労働 省、農林水産 省	佐賀県
131	林野庁以外が所管す る国有保安林(重要流 域の1号～3号保安林 は除く)の指定の解除 権限の都道府県知事 への移譲	国が所有者である保安林 (国有保安林)の指定の解 除権限は農林水産大臣に あるが、都道府県知事に 指定の解除権限がある民有 保安林(重要流域の1号～ 3号保安林以外の保安林) を道路等の事業用地として 林野庁以外の国の機関が 買収し、国有保安林とした 場合、その林野庁以外が所 管する国有保安林の指定 の解除権限を都道府県知 事に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】 知事権限(森林法第26条の2)で解除できる民有保安林が、国が買収することにより大臣権限(森林法第26条)で解除する国有保安林となり、知事権限で解除事務を行うより時間を要している。 国(林野庁以外)で民有保安林を買収するのは、道路等の事業用地とする場合であり、特に東日本大震災からの復興に係る事業を行うにあたり、速やかな保安林の指定の解除が求められている。</p> <p>【現行制度の事務の流れ】 ①知事権限の場合 「申請→県で審査・県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→直近の県報発行日に県が確定告示」 ②大臣権限の場合 「申請→県で審査・林野庁に提出→林野庁で審査・県に予定通知発出→県報で予定告示→(法定期間40日経過後)→林野庁で官報に確定告示」</p> <p>【支障事例】 知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定までに2ヶ月程度多く時間を要している。 (本県の事例数：H24.4件、H25.2件、H26.2件、計8件。)</p> <p>【提案実現した場合の効果】 林野庁の審査が無くなり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヵ月程度手続きが短縮となる。</p>	森林法第26条、第 26条の2	農林水産省 (林野庁)	岩手県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
228	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	林野庁所管外の国有林については、民有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。	<p>森林法第26条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。</p> <p>国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には民有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。</p> <p>また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。</p> <p>以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。</p>	森林法第26条、第26条の2	農林水産省 (林野庁)	宮城県
613	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止	森林経営計画に基づいて整備される森林作業道については、保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採届は不要とする。	<p>【支障・制度改正の必要性】</p> <p>森林法第34条第2項に、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。」となっている。</p> <p>近年、間伐材を搬出するための森林作業道の開設が多く、林業公社等の一部事業者の負担が多大なものになっている。</p> <p>そこで、市町村長が審査・認定を行う、森林経営計画に記載された森林作業道等の整備については、保安林内作業(土地の形質の変更)許可を不要とできないか。</p>	森林法第34条第2項	農林水産省 (林野庁)	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
971	市町村が施行者となる 公益的な事業の用地 として供する場合の 保安林指定解除の取 扱い	「森林法第26条の2第4項 の規定に基づく協議に係る 農林水産大臣の同意の基 準等について」(平成12年6 月23日 林野庁治山課長通 知)、「規制緩和推進3か年 計画に基づく許認可等の審 査・処理の迅速化等につ いて」(18林整治第2729号)の 改正	一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際 に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定 目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定す る土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱 うことができるよう基準の明確化を図る。 また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較 衡量が行われていることに鑑み、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調 査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標 準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の詳細】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等 について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の1(2)に、「また一 の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町 村の策定する計画に位置づけられたものに係る指定解除」などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等につ いて(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林に ついて、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するな どの措置を講じる。	「森林法第26条の2 第4項の規定に基 づく協議に係る農 林水産大臣の同意 の基準等について」 (平成12年6月23日 林野庁治山課長通 知) 「規制緩和推進3か 年計画に基づく許 認可等の審査・処 理の迅速化等につ いて」(18林整治第 2729号)	農林水産省 (林野庁)	全国町村会
625	国補助事業における 事業主体要件を林業 者2戸以上に緩和す ること	国補助事業(森林・林業再 生基盤づくり交付金等)にお ける特用林産振興施設等 の整備を行う際、その事業 主体が林業者等で組織する 場合、5戸以上が要件と なっているが、離島におい てはこれを2戸以上に要件 を緩和する	【支障事例】 本県では、高齢化とともに若年労働者の流出が続ぎ、人口減少が加速しており、特に 離島において顕著である。 さらには、全国的な木材需要や価格低迷の影響も相まって、県内主産地对馬では 基幹産業としての存続が厳しい状況に置かれている。 これらを背景として、県では労働軽減や商品の高品質化を目的に、人工ホダ場や乾燥 機、散水施設などの導入支援を行っているが、林業者等が組織する団体が事業を行 う場合、5戸以上が要件となっており、事業を進める上で大きな障壁になっている。 【制度改正の必要性】 このため、要件を緩和することにより、一定規模の生産団地化を進め、足腰の強いし いたけ生産を目指したい。 平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体が参入していることか ら、2戸以上に規制緩和することで、2～3倍の参入が見込める。 【参考】 平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、 5戸以上の要件に満たず断念した生産者数は、年平均10名～20名いた。	森林・林業再生基 盤づくり交付金実施 要綱第2の2	農林水産省 (林野庁)	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
926	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県の判 断に基づく交付等によ る自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち分収 林契約適正化事業につ いて、都道府県へ財源・権限 を移譲し、県の判断で柔軟 に対象団体に交付できる自由 度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方 への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するもので ある。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補 助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図 ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資す るものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ 補助する制度とすることが必要がある。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とす ることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方 が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。	分収林契約適正化 事業実施要領	農林水産省 (林野庁)	埼玉県
13	実態的に法令に根拠 のない農政局協議を 求めている通知の廃 止	農村地域工業等導入促進 法に基づき県が実施計画を 策定又は変更する場合及 び市町村が策定又は変更 する実施計画について同法 第5条第9項により県が協 議に応じようとする場合の 国との連絡調整を廃止す ること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府 県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその 同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができ る。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場 合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定 やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造 改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及 び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あ らかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整 は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区 での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受け る結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れ が発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じよ うとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方 の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏ま え、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃 止すること。	農村地域工業等導 入促進法第5条第 8項、第9項 「農村地域工業等 導入促進法の運用 について」(昭和63 年8月18日付け63 構改B第855号)第 4の4連絡調整等	農林水産省、 経済産業省、 厚生労働省、 国土交通省	佐賀県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
73	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可は、一時転用が認められており、許可から3年後には一旦撤去し、再度許可を取得して設置しなければならないが、こうした規制を緩和し、本地の営農が継続し設置を可能とする。	<p>【国の方針】</p> <p>平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知で、法面等に太陽光発電パネルを設置する場合は3年を最長とする一時転用許可が必要であるとされ、転用期間満了時に撤去しなければならない。</p> <p>一方、本地については、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知で、本地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電パネルを設置する場合は、同じく一時転用とするものの、営農継続が確認できれば延長が可能と示された。</p> <p>【農家等の意見】</p> <p>法面等に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から3年を最長に撤去しなければならないことについては、延長して欲しいとの農家からの声が出ている。</p> <p>また、防草シート代わりのシート型太陽光パネルの設置については、農作業に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかとの意見がある。</p> <p>【要望事項】</p> <p>法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、営農継続と法面機能を維持することを前提に、平成25年3月通知の本地の取り扱いに準じ、長期にわたる設置を可能とするよう規制の緩和が望まれる。</p>	農地法第4条及び第5条 (平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知)	農林水産省	山梨県
134	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定めた、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。	<p><概要></p> <p>「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。その解釈については、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業に係る売上高が事業全体の売上高の過半を占めていること」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保と地域経営の安定持続への寄与を図る観点から「売上高の過半要件」を撤廃するもの。</p> <p><支障事例・必要性></p> <p>大規模資本企業の農業参入に歯止めをかけるための「農業売上高の過半要件」が、一般的に経営基盤が脆弱である中山間地域の既存の農業生産法人にとって、経営安定や多角化の阻害要因となる場合がある。中山間地域の農家が安定経営のため法人化し事業拡大する場合、農業生産だけではなく、複合的で多角的な経営が求められる。農業外収入が過半を超えると農業生産法人の要件を満たさなくなる現行基準下では、自立した産業として当然求められる、経営多角化が制限されることから規制緩和が必要。</p> <p><効果></p> <p>中山間地域での規制緩和により、農業生産法人が農業生産のみならず全国の中山間地域共通課題である独居老人への給食サービス、買物代行やバス運行、除雪などの事業を総合的に担うことが可能になる。そのような、農業外収入が事業全体の過半を占めるような法人育成と、コミュニティビジネスとして地域経営を持続させていくことが人口減少問題や活性化などの諸問題解決において有効な手段であると考ええる。</p>	農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第2条第3項の解釈基準を示した、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付12構改B第404号)	農林水産省	長岡市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
596	遊休農地等の権利移動に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃	遊休農地等の権利移動に関して、解除条件付き貸借により権利を取得する場合(法人を除く)には、許可要件である下限面積については撤廃する。	<p>【制度改正の内容】</p> <p>農地の権利移動の許可を受けるためには、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き下げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除条件付き貸借関係による権利取得をする場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」を許可要件とする。)</p> <p>【支障事例・提案の必要性】</p> <p>京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用並びに新たな担い手づくりを目指した条例の制定を検討しているが、農業研修等によりある程度の農業技術を習得した者が、農村で空き家と小規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。</p> <p>【農業経営基盤強化促進法との関係】</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、賃貸借に関し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃貸借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。</p>	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項	農林水産省	京都府
712	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	国または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。	これからの農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を見据えた様々な事業を展開しながら、活用を進めていくことは大変重要である。また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。 したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。 また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	農地法第3条第1項第5号 農地法第3条第2項第2号 農地法施行令第6条第1項第1号口	農林水産省	近江八幡市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
76	耕作放棄地再生利用 緊急対策事業の補助 要件の見直し	耕作放棄地再生利用緊急 対策事業の助成措置にある 再生利用活動の区分にお いて、土壌改良は2年目ま でとされているが、5年間に 拡大いただきたい。	土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えてくれる土壌をつくることである。 痩せた土壌を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間は必要であり、本市の農業指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地の土も含む年間200件程度の土壌分析を実施したところ、ほぼ全件について土壌改良の必要があるとの診断結果が出ている。 例えば、ビニールハウスで栽培する野菜等は、雨が降らないことなどにより肥料が土の中に浸透しにくく、表面に堆積すること、ホウレンソウなども作付け前に土に石灰を撒くため、土の中に浸透しないと、土が極度にアルカリ性になり、土壌改良の必要性も高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の根幹となる土づくりへの支援期間を手厚くすることで、これまで同様に躊躇をしていた農業者が、安心して活用できる事業と成り得るものとする。 なお、5年間という期間は、同対策実施要領で、再生した農地において5年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められているため。	耕作放棄地再生利 用緊急対策実施要 綱 別紙1 第4助成措 置の1 第1の1関 係(1)	農林水産省	松山市
627	耕作放棄地再生利用 緊急対策交付金にお ける簡易な基盤整備 の緩和	耕作放棄地再生利用緊急 対策交付金について、耕作 放棄地に隣接する森林、原 野等についても一体的に整 備できるよう制度の緩和を 行うこと。	【支障事例】 本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取り組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。 しかし、離島や半島、中山間地域においては、一筆あたりの面積が小さいため、耕作放棄地と隣接地を一体的に再生し、農地として利用することが有効と考えられるが、隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースも多く、一体的な解消に取り組みできない状況にある。 【制度改正の必要性】 小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一体に整備する場合においては、原野等についても当該交付金の支援対象していただくよう、要件緩和を要望する。	耕作放棄地再生利 用緊急対策実施要 綱	農林水産省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
754	耕作放棄地再生利用 緊急対策交付金に係 る交付事務手続きの 簡素化	耕作放棄地再生利用緊急 対策交付金に係る交付先を 協議会から都道府県、市町 村へ交付先を見直し事務手 続を簡素化すること。	<p>【現行】 耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が煩雑であるため、事務手続を簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。</p> <p>【改正による効果】 耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取り組みなど、構成員である県や市町が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関による事業の周知や指導があわせて可能になるとともに、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域に根付いた知識に基づく指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。</p> <p>さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。</p> <p>なお、改正後、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。</p>	耕作放棄地再生利 用緊急対策実施要 綱	農林水産省	兵庫県・大阪 府・徳島県
911	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県の判 断に基づく交付等によ る自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち耕作 放棄地再生利用緊急対策 交付金について、県の判断 で柔軟に対象団体に交付で きる自由度の高い制度とす ること	<p>【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。</p> <p>そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。</p> <p>本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。</p> <p>【地方移管を求める理由】 県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。</p>	耕作放棄地再生利 用緊急対策実施要 綱	農林水産省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
111	中央卸売市場業務にか かる業務規程に関し て、農林水産大臣の 認可を一部の事項に つき事後報告とす ること	消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかる業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となっている。消費税法及び地方税法の改正に関し、税負担の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。	【支障事例】 本年4月の消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する、卸売業者が市長に提出すべき報告書の「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切り書の記載事項」の消費税率を100分の5から100分の8に改めた。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。認可申請には、必要な利害関係者への意見聴取、条例の改正に係る議案の議決証明書発行の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やした。 【制度改革の必要性】 消費税法の改正は国会で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し消費税の適正な転嫁を関係省庁で申し合わせていることを踏まえれば、このように法改正に起因し、政府の方針が明確に示されているものについては大臣の認可事項から除外する必要がある。 【類似事例】 一般ガス事業者の定めるガス料金については、ガス事業法第17条第6項で「他の法律の規定により支払うべき費用の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」には、値上げによる約款の変更に伴う経済産業大臣の認可を必要としないと規定されており、経済産業省令で定める場合として、ガス事業法施行規則第19条の3の2第1項第2号で「消費税相当額の増加に対応する場合」と定められている。これにより、消費税増税によるガス料金の改定については、大臣の認可を必要としない。	卸売市場法第9条、第11条 卸売市場法施行令第7条	農林水産省	仙台市
166	学校給食用牛乳の供給 価格及び供給事業者 決定に係る制度見 直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようにする。	学校給食用牛乳供給対策要綱第6により、知事は供給価格及び供給事業者を毎年度決定することとなっている。 また、学校給食用牛乳供給対策要領第2により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。しかしながら、当県では、県内産牛乳で牛乳を製造するメーカーが1者(県内のみ)しかなく、競争原理を導入した価格決定で、県外事業者(県外産牛乳)に供給業者が決定される場合があり、平成26年度には県内の一部の市町で県産牛乳を児童生徒に供給できない事態が発生した。 本県では、県産品の利用促進を図り、活力に満ちあふれ、県民が心豊かに安心して生活できる県の構築を目指した鳥取県産業振興条例を制定するとともに、地産地消を推進してきているが、今回の事態はこれと相反するものとなった。 については、県内に県内産牛乳で牛乳を製造するメーカーが1者しかない場合においては、県の設定する予定価格との見積もり合わせて適正価格を担保するなどにより、価格決定等を県の裁量により行うことができるよう規制緩和が必要である。	学校給食用牛乳供給対策要領第2	農林水産省	鳥取県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
182	畜産公共事業による 畜舎整備の工事費単 価の上限(H11年3月) の見直し	畜産公共事業による畜舎整 備の工事費単価の上限 (H11年3月)を実勢単価に 即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)が、現在の工事費単 価の実情と乖離したもとなっている。 国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、 事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工 事の遅れや冬期工事による費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事 業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケ ースが発生している。	畜産公共事業によ る畜舎整備の工事 費単価の上限(H11 年3月)	農林水産省	秋田県
293	農事組合法人の事業 要件の緩和	農事組合法人の農業経営 の安定化に向け、農事組 合法人の形態のまま、他者が 生産する農畜産物を使用し た製造又は加工事業を実 施することができるよう事業 範囲の緩和を図る。	【支障事例等】 農業協同組合法第72条の8第1項第2号により、農事組合法人の事業範囲は、自ら生 産する農畜産物を原料又は材料とする製造又は加工事業と規定されており、他者か ら仕入れた農畜産物や獣肉等を使用する農家レストラン等の6次産業については、農 事組合法人の形態のままでは実施することが難しい。 【制度改正の必要性等】 6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人 の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。 また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、議決権が出資 割合に応じる株式会社よりも一組員一票の議決権である農事組合法人の方が6次 産業を担う集落営農に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いこ と、設立手続きが容易であること等を踏まえると、農事組合法人における事業範囲の 緩和が必要である。	農業協同組合法第 72条の8第1項	農林水産省	三重県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
327	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し	野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の作付面積要件は満たしているものの、共同出荷要件(区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が3分の2超)を欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。指定野菜の安定的な供給体制の確立や、セーフティネット機能の強化による担い手の確保、規模拡大を進めるため、共同出荷要件を廃止し、対象産地を広く捉えることを求めるもの。	【改正の必要性】 国民の消費生活を維持するために必要な野菜を生産する野菜指定産地は、対象市場に安定的に出荷するための出荷計画を立て、需給バランスを維持する重要な役割を担っている。野菜価格安定事業は、これまで大規模生産者要件の追加等改正を行ってきた経緯があるが、野菜指定産地の規模要件は満たしているものの、共同出荷要件が欠如していることから、野菜指定産地を解除した産地がある。そのため、農家の不安定な経営状況を招き、産地縮小が加速するとともに消費者への安定供給が心配される。 特に、大分県では、園芸品目の生産拡大を積極的に実施し、就農者の確保、産地拡大を進めており、高齢化や後継者不足が加速する農村地域では、新たな担い手を確保し、産地の維持拡大を図るため、セーフティネット機能が必要である。 一方、今年度から開始される農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進め、経営規模の拡大や産地規模の拡大など、野菜指定産地の活性化を進める好機である。 市場出荷における需給バランスの調整と農業経営の安定化を図るため、今後、産地の主体となる大規模経営体を中心とした産地拡大を進めるとともに、共販要件を廃止し、対象産地を広く捉える必要がある。 (現行要件)共同出荷2/3以上 → (改定案)廃止	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	農林水産省	大分県・長崎県
858	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し	中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。	指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第4条に基づき、種類、面積、共同出荷割合(農協等の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数量に対する割合で2/3又は1/2)が設定されているが、本県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産されており、一律のまとまり要件を満たすことが難しく、指定産地数は、平成15年度26産地であったが、26年度には17産地と大幅に減少してしており、さらに、さといも、たまねぎの2産地では、共同出荷割合が1/2を下回ることが懸念される。 国は、平成26年3月31日付けで面積要件を緩和したが、共同出荷割合は見直しがされなかったため、一律要件の弾力化(中山間地域や条件不利地域では共同出荷割合を1/3にするなど)が必要である。 これにより、地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜産地拡大維持を図ることができる。	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	農林水産省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
611	野菜生産出荷安定法 施行令の対象出荷期 間の緩和	野菜生産出荷安定法施行 令第1条で定められている 出荷期間を、地域の実情に 合わせて設定できるように すること。	【支障・制度改正の必要性】 野菜生産出荷安定事業において、野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付する ことにより、野菜農家経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図って いるところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間 を、地域の実情に合わせて設定できるようにすること。 (具体例) 春だいこん 4月1日～6月30日 → 3月1日～6月30日 春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いた め、集荷期間の延長が必要である。	野菜生産出荷安定 法施行令第1条	農林水産省	長崎県
393	農業青年給付金の年 齢要件の緩和	農業青年給付金の年齢要 件の引き上げ(年齢要件: 原則45歳未満→55歳未満) を求めるもの。	【改正の必要性】 大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人(19. 6%)減少していることから、県内外での就農セミナー、相談会などの取り組みにより、 新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる。平成21～25年度の新規就農 者数は884名であり、うち就農時年齢45～54歳の者は105名(自営就農者71名、 雇用就農者34名)と、自営就農者の13.6%を占めている。また、地域農業の担い手 である認定農業者のうち55歳以上の割合は、67.4%と高齢化が進んでいるため、4 5～54歳はまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68.0歳 であることから、55歳で就農しても10年以上農業経営に従事し、地域農業の振興を 担うことができる。 このようなことから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止さ れた就農支援資金(研修資金)の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和 を要望する。 なお、青年等就農資金については、新規就農時の施設等整備にかかる設備投資に対 して融資される制度のため、中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の 生活を支援する制度が必要と考える。 【現行要件:原則45歳未満→改定案:55歳未満】	新規就農・経営継 承総合支援事業実 施要綱	農林水産省	九州地方知 事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
641	青年就農給付金の要件緩和	青年就農給付金に係る対象者要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。	【支障・制度改正の必要性】 離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要である。また、資材の購入や生産物の出荷等に係るコストが本土地区と比較して割高となり、かつ輸送についても気象の影響を受けるなど、本土地区に無い経営リスクを負っている現状がある。 一方、青年就農給付金(経営開始型)における対象者要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められること」とされているが、離島部においては更なるリスクを求める要件となっており、離島に戻って農業を継承しようとする農家子弟の、就農のネックとなる場合があるため、中山間地域等直接支払交付金と同様に、条件不利地域における適切な補完となるよう、本要件を離島地域に限って適用外としていただきたい。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱	農林水産省	長崎県
420	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	【権限移譲の必要性】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県・市町村庁舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。 当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	農林水産省	指定都市市長会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
716	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	<p>①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。</p> <p>①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、通作ができないこと</p> <p>②現状が遊休農地又は荒廃農地</p> <p>③転用目的が再生可能エネルギー施設設置</p> <p>④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る)</p> <p>また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>農振法で農地の合理的利用を目的のひとつとしているが、現況が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上要している。加えて現状では、再生可能エネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発意できない状況になっている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされている。また、10ha未満の連たんせず、通作ができない農用地区域は、除外しても集団化又は効率化に支障を及ぼすとは考えられず、担い手への農地集積に支障を及ぼす恐れもない。よって土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することにより、我が国の持続的発展に寄与することができる。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>都道府県知事との協議・同意をなくすことで、他市町村間の隣接農用地区域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により県に調整役として関与してもらうことで補填できることから懸念は解消される。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項	農林水産省	聖籠町
750	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とすること。</p>	<p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。</p> <p>国民の命を守ることを最優先に、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街地区域内に購入可能である程度まとまった土地が少ないことから、近傍の農地への移転が現実的である。しかし、農用地区域への移転にあたっては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に即した要件が適用されるものと考えている。</p> <p>このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。</p> <p>【制度改正の内容】</p> <p>津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4	農林水産省	豊橋市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
877	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。 これは、圃場整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をはじめとした灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとに実施されれば、その地域一体には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	農林水産省	近江八幡市
431	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。 【制度改正必要性】 1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合には自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1	農林水産省	立山町

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
609	強い農業づくり交付金 事業(国庫補助事業) の要件の明確化	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補改修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	<p>【制度改正の必要性】 離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用することが事業の趣旨であり、実施要領には「既存の鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウス(基礎を有するものに限る。)について、補修及び改修による整備を行うことができるものとする」とあるが、農林水産省からは、補助対象である鉄骨ハウスの補修後の強度が、低コスト耐候性ハウス並みであること、との指導を受けている。</p> <p>しかし、現場で活用が検討されるハウスは、強度が低コスト耐候性ハウスに満たないものがほとんどである。これらのハウスが補修・改修の補助対象となれば、新規参入者等が就農する際、低コストでハウスを取得でき、経営安定支援策として活用しやすくなる。よって、事業検討時の現場での混乱を防ぐためにも、鉄骨ハウスの強度基準を実施要領等において明確化し、現場で普及するタイプのハウスも事業対象とすべきである。</p> <p>【支障事例】 長崎県内では、ほぼ全てのハウスについて、ソイルセメントによる基礎部強化の補強を行っている。しかし、現場で普及するタイプのハウスを補修し、低コスト耐候性ハウス程度の強度を有するためには、ハウス基礎の周辺を全て掘削し、ソイルセメントで固め戻す等の必要があり、多額の事業費を要することになる。この場合、ハウスを新設で導入した方が、費用が安く済むことも考えられる。また、台風シーズンを避けて作付けする等の理由により、低コスト耐候性ハウスの強度を必要としない品目(いちご等)の場合には、過分の補改修となる。これらの理由により、本県における本事業の執行は、過去0件の状況である。</p>	強い農業づくり 交付金実施要綱 別表1のIのメ ニューの欄の4	農林水産省	長崎県
618	強い農業づくり交付金 の要件緩和	強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては要件を緩和できるとする。	<p>【支障事例】 強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されており、中山間地域等については要件緩和されているものの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやスナップエンドウ等の労働集約的な品目においては取組が困難となっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 離島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、軽量高単価が期待できる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限事業費と同様、面積要件についても、都道府県知事が地域の実情により必要と認めた場合にあっては、要件を緩和できるよう規制緩和を行うこと、離島や中山間地域等における農業振興と活性化につなげることができる。</p>	強い農業づくり交付 金実施要綱	農林水産省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
619	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認められた場合にあっては3戸とすることができるが、離島に限り2戸まで緩和できることとする。	【支障事例】 強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができるが、離島においては担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある 【制度改正の必要性】 離島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等を促進し、離島における農業振興を図ることができる。	強い農業づくり交付金実施要綱	農林水産省	長崎県
859	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3～5戸の集団でないと利用できない。1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一助になる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。 当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、事業採択要件に該当しないため、事業を活用した農業支援ができない。 このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。 また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。	強い農業づくり交付金実施要綱	農林水産省	愛媛県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
621	強い農業づくり交付金 における農業用機械 の補助対象化	強い農業づくり交付金にお いて、農業用機械を補助対 象とする。	<p>【支障事例】 中間管理機構等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の推 進等を図っていく上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金に おいては、平成22年度以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現 在、機械の導入が可能な国庫補助事業として、経営体育成支援事業や農山漁村活 性化プロジェクト支援交付金等があるが、経営体育成支援事業は事業規模や対象地域 が限定されており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金での機械の整備におい ては、最も活用が想定される農業者が組織する団体等での取り組みができない。</p> <p>【制度改正の必要性】 長崎県においては、今後、大規模経営を行う担い手の育成や加工・業務用野菜の推 進等を図っていくこととしており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助 対象となれば、取組が促進され则认为。</p>	強い農業づくり交付 金実施要綱	農林水産省	長崎県
643	肉用牛施設整備事業 における要件の緩和	強い農業づくり交付金事業 における、施設の分散設置 を認めること。	<p>【支障・制度改正の必要性】 強い農業づくり交付金事業を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的 な施設整備が要件となっているが、本県は中山間地が多く、まとまった施設用地の確 保が困難であることから、本事業の活用が図れない状況にある。 低コスト耐候性ハウスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮し て、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内にお いて当該施設を分けて設置することができるよう、実施要領の補助対象基準の見直し をお願いしたい。</p>	強い農業づくり交付 金実施要綱	農林水産省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
620	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し	補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については補助対象とできるよう規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多く圃場面積が狭いといった長崎県の圃場条件や、葉菜類における半自動移植機の方が適する等の品目毎の栽培特性によっては、基準に示された機械等の能力が適さない場合がある。 このため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な産地振興につながる。	「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)等	農林水産省	長崎県
642	経営転換協力金の交付要件の緩和	農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力金の交付対象としていただきたい。	農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機構への農地貸し出しを推進するため、経営転換協力金を交付する制度が平成26年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所有している場合は、その農地が農振地域外であっても協力金の交付対象外となっている。 農地中間管理事業における対象農地は、農振地域内の農地とされており、農振地域外の農地は中間管理事業を介した再生利用の推進ができない。本県の場合、総農家数38千戸のうち47%の18千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、活用が困難な状況にある。 担い手への農地集積をさらに進めるために、農振地域外のみならず遊休農地を所有している場合には、経営転換協力金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。	農地集積・集約化対策事業実施要綱	農林水産省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
696	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とすること	生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全を図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地貸借を可能とされたい。	<p>【現状】</p> <p>大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割。その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなウエートを占めている。</p> <p>収穫量が全国でも上位を占めるシュンギク(2位)、コマツナ(8位)などの軟弱野菜は、消費地に近い生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な農産物供給の重要な場となっている。</p> <p>また、同時に生産緑地は、都市部のみどりの創出、教育、防災など多様な公益的機能を発揮している。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>一方、農業者の高齢化や担い手不足、農地面積の減少、遊休農地の増加など、都市農業を取り巻く状況は非常に厳しく、いかにして農地を保全し農業振興を図っていくかが課題。</p> <p>大阪府では平成20年に「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し、担い手対策はもとより、生産緑地を含む優良農地を「農空間保全地域」として指定・公表し、農地保全を図ってきたところ。</p> <p>なかでも、農地保全の有効な方策として農地貸借があるが、生産緑地に関しては農業生産基盤強化促進法や農地中間管理事業法による貸借が法令上認められていない。</p> <p>これらを可能とする措置を講じていただくことで、一層の都市農地保全と都市農業の振興を図りたい。</p>	農業経営基盤強化促進法第5条第3項、第17条第2項農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項	農林水産省	大阪府・兵庫県
719	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な知見を都道府県が有しているところ。一方、申請者にとっては、本計画の認定について国(農政局)において認定を受けるという点については、一定の時間を要することから、農業の成長産業化に向けて、円滑な事業実施を行うためにも、本計画の認定を、地域の実情に熟知した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につなげ、地域農業の活性化につなげることが出来る。また、併せて、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針	農林水産省	徳島県・兵庫県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
727	大豆・麦等生産体制 緊急整備事業の簡素化	都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。	都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に際して、その意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することが出来る。	大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱	農林水産省	徳島県
736	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価の見直し	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。 国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)	農林水産省	秋田県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
753	攻めの農業実践緊急 対策事業に係る補助 金交付事務手続きの 簡素化	攻めの農業実践緊急対策 事業の補助金交付事務を 協議会から都道府県、市町 村へ交付先を見直し事務手 続を簡素化すること。	<p>【現行】 効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続を簡素化するため、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。</p> <p>【改正による効果】 地域農業再生協議会の事務局は市町村が執り行っている場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広域的な観点を有する都道府県が関与することになるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができるようになる。 さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。</p>	攻めの農業実践緊急 対策事業実施要 綱	農林水産省	兵庫県・大阪 府・徳島県
817	農業委員の選挙制度 を廃止し、市町村長に よる選任制度に一元 化	農業委員については、農業 者による選挙制度と市町村 長による選任制度が併用さ れているが、後者(市町村 長による選任制度)に一元 化すること。	<p>【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。 選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会から学識経験者として推薦された者で構成されている。</p> <p>【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができるとともに、より実務的に機能する者を選任することができる。</p>	農業委員会法第7 条～第17条	農林水産省	兵庫県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
920	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県の判 断に基づく交付等によ る自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣 被害防止緊急捕獲等対策 事業推進交付金について、 県の判断で柔軟に対象団 体に交付できる自由度の高 い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方 への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するもので ある。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補 助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図 ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資す るものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ 補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とす ることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経由して事業を実施しているた め、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。	鳥獣被害防止緊急 捕獲等対策事業推 進交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県
921	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県の判 断に基づく交付等によ る自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち燃油 価格高騰緊急対策につ いて、県の判断で柔軟に対象 団体に交付できる自由度 の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方 への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するもので ある。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補 助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図 ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資す るものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ 補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とす ることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化 され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができる。	燃油価格高騰緊急 対策事業推進費補 助金交付要綱	農林水産省	埼玉県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
924	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県の判 断に基づく交付等によ る自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち国産 花きイノベーション推進事業 について、県の判断で柔軟 に対象団体に交付できる自 由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。 そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。	産地活性化総合対 策事業実施要綱	農林水産省	埼玉県
738	特定外来生物の防除 活動の手続きの見直し	既に野外に存在する特定外 来生物を防除の目的で捕獲 又は採取した直後の運搬行 為の規制緩和 主務大臣等以外の者による 防除に係る確認及び認定手 続きの簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においてはその従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内での複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。 【解消策】 法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	特定外来生物によ る生態系等に係る 被害の防止に関す る法律第4条、第9 条、第11条及び第 18条 同法施行令第2 条、施行規則第23 条～第27条	環境省、農林 水産省	豊田市

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
10	かんがい用水の目的 外利用における申請 手続き及び財産の処 分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利 用(畜産用水等)について、 変更、新規取得手続き、目 的外利用申請の簡素化及 び目的外利用に伴う国庫補 助金の返還を不要とするよ う制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県 が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいをを行っている。しか し、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生 しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。 当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用 するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得 手続き・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内 で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続 きになるよう制度改正を行うことを要望する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものを見なすこと ができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担 するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理 費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制 度改正を要望する。	河川法第23条、補 助事業等により取 得し、又は効用の 増加した財産の処 分等の承認基準に ついて(平成20年 5月23日20経第3 85号農林水産省 大臣官房経理課長 通達)第4条	国土交通省、 農林水産省	新見市
170	農林水産省(林野庁 及び水産庁を除く)が 所管する農山漁村地 域整備交付金以外の 補助公共事業の繰越 及び翌債の手續に関 する事務の委任	農林水産省(林野庁及び水 産庁を除く。)が所管する農 山漁村地域整備交付金以 外の補助公共事業(岩美広 域の道整備交付金など)の 繰越事務を都道府県知事 又は知事の指定する職員に 委任すること。	繰越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の撤廃等 の事務の見直し・改善が行われている。(「繰越制度の一層の活用に向けた取組につ いて」(平成22年1月15日財務省)) 農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管するもの並び に農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第1項により都道府 県に委任されているため、上記の事務の改善もあっておよそ1週間程度の短期間で処 理されているが、 その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていないため、 農林畜産業関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対し て繰越承認申請した後地方農政局が地方財務局に繰越承認申請を行う2段階の手續 が必要で、繰越の承認まで約3~4週間を要している。 特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に則り年度内発 注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業については繰越 承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰越申請するまで繰越承認日 の見直しも立たないことから、入札に際しては中止となることも視野に入れて手續を 行っている状況にあり、繰越手續に要する期間を短縮する必要がある。 については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事 業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑みて、そ 他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事 務を委任していただきたい。	・会計法第48条 ・農林畜産業関係 補助金等交付規 則第3条第2号	農林水産省	鳥取県・京都 府・徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
949	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業の繰越及び翌債の手續に関する事務の委任	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩美広域の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。	繰越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の撤廃等の事務の見直し・改善が行われている。「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」(平成22年1月15日財務省) 農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管するもの並びに農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第1項により都道府県に委任されているため、上記の事務の改善もあつておよそ1週間程度の短期間で処理されているが、 その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていないため、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対して繰越承認申請した後地方農政局が地方財務局に繰越承認申請を行う2段階の手續が必要で、繰越の承認まで約3～4週間を要している。 特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に則り年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰越申請するまで繰越承認日の見通しも立たないことから、入札に際しては中止となることも視野に入れて手續を行っている状況にあり、繰越手續に要する期間を短縮する必要がある。 については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑みて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。	・会計法第48条 ・農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省	中国地方知事会
608	水産基盤整備事業の実施要領の改正による計画変更事務の簡素化	「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用 第2の3(1)イ」においては「20%以上の増減がある場合には、国の承認が必要である」となっているが、この20%以上の増減を30%以上の増に緩和すること。	【支障事例】 水産基盤整備事業の事業基本計画において、「各計画種目ごとの計画数量の変更であつて20%以上の増減がある場合」は、国の承認が必要となっているが、詳細設計の結果や地元調整、社会情勢の変化等により個別施設の計画延長に20%以上の増減が生じた場合、国の承認を待ってからの補助金申請となり、その手續きに早くも2～3ヶ月を要することから、工事の着手が遅れ、完了も遅れることとなる。 平成25年度は、計画変更申請を行ったものが6件あり、うち2件については、今回の緩和をすることにより計画変更申請が不要な案件である。 ①用地舗装面積が2,000㎡から1,300㎡へ変更になった箇所では、計画変更手續きに3ヶ月を要し、工事着手が次年度へずれ込んだ。 ②防風フェンス延長が120mから95mになった箇所においても計画変更手續きが必要であった。 【制度改正の必要性】 計画変更申請・承認が必要となる要件を、「30%以上の増」に緩和することにより、事務作業の軽減、工事の早期着手・早期完成が図られることから、実施要領の運用の改正をお願いしたい。 なお、事業実施計画においては、事業費の変更に伴う計画変更の申請・承認が必要となるのは、「工事費目ごとの経費の増加額が当該経費の額の100分の30に相当する額を超えるもの」となっており、これを参考に「30%以上の増」とした。	平成21年3月27日 20水港第2607号水産庁長官 水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について	農林水産省 (水産庁)	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
612	農業競争力強化基盤整備事業・農地整備事業・中山間地域型にかかる採択要件の一部(水田要件)撤廃	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業」の中でも、農地の基盤整備を行う「農地整備事業」のメニューである「中山間型」について、実施要件として「受益面積10ha以上」、付加要件として「水田が50%以上」となっている。このうち「水田50%以上」を撤廃する。	【支障事例】 農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業については、平成26年2月の要綱改正により、従来の採択要件である「受益面積20ha以上」を中山間地域に限っては「10ha以上」に緩和した「中山間地域型」が新たに創設されている。 長崎県の農地は大半が中山間地域で狭小農地も多いため、受益面積20ha以上を確保できない場合もあることから有効な要綱改正だと考えているが、その対象地域には水田が50%以上という制限がかかっており、畑地帯においては、従来どおり20ha以上となっている。 【制度改正の必要性】 長崎県では、「県民所得向上」を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている畑地帯の区画整理を重点的に推進することで農業所得の向上を図ることとしている。今回新たに創設された制度の有効活用のため、畑地帯においても中山間地域型を適用できるよう、要件撤廃が必要。	農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、要領	農林水産省	長崎県
623	水利施設整備事業(排水対策特別型)の要件緩和	事業実施に際して、受益面積20ha以上で末端支配面積5ha以上が採択要件であるが末端支配面積区域については特例の場合を除き排水対策整備が出来ない。農地を汎用化し高度利用を図るためには暗渠排水などが出来るように末端支配面積区域での整備について要件緩和を行う。	【制度改正の必要性】 排水対策特別事業は、水田を対象として転作作物を取り入れた収益性の高い水田農業を確立するために創設された事業ではありますが、現行制度においては受益農地のうち基幹排水路に接続される末端支配面積区域については排水路整備ができない制度になっております。 水田フル活用の農業施策が始まった現在、水田は畑と同等の乾田化が求められており、常時地下水位の強制低下が必要不可欠であります。そのためには全ての受益地に排水路を整備することが求められており、同じ事業受益者でありながら隣接して排水路が整備された農地と整備されていない農地がある結果となってしまいます。 排水対策事業により基幹排水施設を整備し、二次整備として末端支配面積区域の排水路などは別途事業で実施することと理解しておりますが、干拓地などの低平地にある水田地帯においては排水路整備が主工事となることから制度内容の見直しを行ったほうが施策ともマッチするのではないかと考えます。 事業制度上、受益地内であっても末端支配面積と重複しない区間までしか排水対策(排水路)整備が出来ないが、農地の汎用化を促進するには末端支配面積区域についても地下水位を下げるために暗渠排水などの計画が必要であり、そのためには排水路整備が必要不可欠と考えられます。	「農業競争力強化基盤整備事業水利施設整備事業(排水対策特別型)」「農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業(排水対策特別型)」 同上要綱・要領	農林水産省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
615	治山事業の採択要件の緩和	過疎化が進む離島地域における治山事業採択基準の緩和	<p>【支障・制度改正の必要性】</p> <p>現在治山事業の採択条件の一つに市街地集落の保護を目的とする場合、人家10戸以上の要件となっている。しかし、離島においては10戸未満の集落が多く点在しており、森林の荒廃があっても現行採択基準の人家10戸以上を満たさないところもある。そこで、国の採択基準を10戸以上から5戸以上・全体計画額及び年度計画額半減等の緩和出来ないか。</p> <p>(例：現在離島地区では水源地域等保安林整備事業は事業対象地域の保安林面積が内地50haのところ25ha以上となっている。) 具体的事例としては過去2年間で採択基準が5戸以上10戸未満の為国庫補助事業にのらず県単独で実施せざるを得なかった地区は五島地区3箇所、対馬地区1箇所となる。また、県における予算措置の関係もあるが、規模によっては複数年にまたがる事業となっている。併せて、復旧治山事業においては全体計画額70,000千円以上となっており、もっと事業に取り組みやすくするために1/2まで引き下げを希望する。</p>	林野庁長官通達16 林整治第2317号	農林水産省 (林野庁)	長崎県
622	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に着目した利用しか出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用となってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による営農飲雑用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。	<p>【支障・制度改正の必要性】</p> <p>農業用水確保のためにダムが建設できる事業は、かんがい排水事業と畑地帯総合整備事業の2つの事業があります。</p> <p>しかしながら、かん排事業は土地に着目したかんがい用水に使用が限定されているのに対し、畑総事業では営農飲雑用水への使用も事業目的となっております。これは、かん排事業を原点として土地改良法が施行され、中途、多様な農業経営に対応するために昭和43年に畑総事業を創設しその後、水需要の社会的状況の変化を鑑み昭和48年に土地改良法の改正を行い、かんがい排水施設を畑総事業と同じように農業用排水施設として改正されましたが土地に着目した観点に変更されずに防除用水や施設園芸用水への利用が可能となったただけのもであります。</p> <p>かんがい排水事業で建設したダムは、畑総事業で建設したダムと同じように農業用水を確保するためのダムでありながら畜産用水などの営農飲雑用水への使用が取り組めない事業制度になっており、ダム建設後の農村地域の過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増大など社会情勢の変化に伴う、かんがい用水の余剰も考えられるなか高額なインフラ整備を行った農業用ダムの有効な利活用とともに水使用料による土地改良区による維持管理費などの経費軽減、農業の競争力強化に資するための畜産用水などの営農飲雑用水について取り込めるような制度緩和が必要と考えられます。</p>	かんがい排水事業 便覧P342 第3章 質疑応答(6) 通達 昭和48年2 月8日構改B第19 3号「土地改良法 の一部を改正する法 律の運用について」 補助金等に係る予 算の執行の適正化 に関する法律 第17条、第18条	農林水産省	長崎県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
644	土地改良事業にかかる非農用地の編入要件緩和	<p>基盤整備事業の地区設定において、非農用地についても、「農用地の集団化その他農業構造の改善に必要な限りにおいて(中略)施行区域内に含めることができる。(法第8条第5項)」、「その規模は、施工地域面積の3割以内とする。(土地改良法の一部を改正する法律の施行について)」の要件を緩和し、周辺の山林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。</p>	<p>【支障事例】 中山間地域や傾斜地の基盤整備において、農用地のみの整備では区域が狭小で、効率的な区画配置や担い手の規模拡大意向に沿えない場合がある。現状の制度では、農地の集団化などに必要な場合に限り3割以内であれば非農用地の編入が認められているものの、農用地周辺のみとまった山林や原野を農地として整備することが出来ない。</p> <p>【制度改正の必要性】 基盤整備区域の農用地周辺には、活用されていない、または、活用の見込みがない山林や原野が存在している場合がある。農用地と一体的に整備し、農業生産を行うこと以外に、その土地の有効活用が見込まれないと判断される山林・原野については、3割を超えても農用地と一体的に整備できるよう要件を緩和することで、効率的な基盤整備が可能となる。</p>	<p>土地改良法第8条第5項 土地改良法の一部を改正する法律の施行について(昭和48年2月8日48構改B第192号農林事務次官)第21(3)エ</p>	農林水産省	長崎県
695	都市部における小規模集団農地の生産基盤整備に係る支援	<p>農業振興地域内外の概ね5ha以上の集団農地においても、都道府県が守り、活用すべき農地として府県条例で指定した農地であれば、ほ場整備をはじめとした生産基盤整備が国庫補助により実施可能となるよう「農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域」の改正を求める。</p>	<p>【制度改正の経緯】 近年、農空間(農地)を支える農業者の高齢化や後継者不足が顕著になっており、府内農地の面積は年々減少傾向にあり、その公益的機能の低下が府民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本府では、平成20年に施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地等を農空間保全地域として指定し、農空間の保全を推進してきたところ。今後、これらの農地を営農者が地域の協力の下にしっかり保全し、大消費地である都市近郊を活かした農業を振興するためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など営農条件の改善を図る必要がある。</p> <p>【支障事例】 国庫補助事業を受けて実施する生産基盤整備の要件は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域農用地区域であることとなっているが、府では農用地区域に含めなければならない10haの集団的農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による、10ha以下の集団的農地の農用地区域の指定についても土地所有者の都市的土地利用への期待感などから、非常に難しく、府内の13,711haの農地の中で農振農用地は4,633haと1/3程度である。</p> <p>【留意点】 府条例に基づく農空間保全地域に指定に関する規制条項は定めていないが、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地4,680haを国庫対象として生産基盤整備を実施した場合においても、「補助金等に係る予算の執行に関する法律適正化法」第17条(義務違反に対する交付決定の取り消し)、第22条(財産処分制限)等を遵守することにより、目的外使用や受益地の転用防止が図られる。</p>	<p>農業基盤整備促進事業実施要綱 第3 事業の実施区域</p>	農林水産省	大阪府・兵庫県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
97	沿岸漁業改善資金に係る支払猶予措置等の適用等の条件の緩和	<p>沿岸漁業改善資金の支払猶予及び違約金の減免について、次のとおり措置を求める。</p> <p>沿岸漁業改善資金助成法第11条に「ただし、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により違約金の徴収が著しく困難であると認められる場合には、違約金の支払いを減免することができる」旨の規定を追加する。</p> <p>同法施行令第6条の「やむを得ない理由」に「社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化」を追加し、同法第11条についてもこれを適用する。</p>	<p>沿岸漁業改善資金は、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するために、無利子で貸し付ける資金である。本資金の借受人において一旦償還金の延滞が生じると、償還の期間は長期化する傾向があり、借受人の経営を圧迫し、場合によっては事業継続を断念せざるを得ない事態も生じている。</p> <p>また、沿岸漁業改善資金助成法第11条において定める違約金の率は年12.25%と高率で、漁業者の負担感を増す結果となっている上、支払猶予等の措置はあるものの、適用は極めて限定的で、近年の厳しい漁業事情に伴う経営悪化等には対応できない状態である。このため、借受人の経営状況の悪化を理由とする支払猶予措置、漁業経営や違約金徴収の状況などに応じた違約金の減免が可能となるよう適用条件の緩和を求めるものである。</p> <p>本県での一例を挙げると、ノリ養殖業を営んでいた漁業者が施設整備のため同資金を借り入れたが、海域環境の悪化等により、養殖の不振が続き、経営を継続することができず漁業を廃業した。これに伴い、償還金の滞納が発生したが、県職員が勤務時間外に督促に行ってもほとんど返済されず、その後、借受人が漁業廃業に伴い工面した資金により元本を返済したが、違約金については、借受人の経済状態がほぼ破綻していることから、回収金以上に人件費がかかるような状況が続いた。</p> <p>今回、支払猶予条件の緩和を行うことで漁業経営が継続でき、また違約金の減免により、漁業経営が破綻したような者を救済し、生活の再建を図ることができ、併せて県の事務事業の効率化が期待できる。</p>	沿岸漁業改善資金助成法第11条、同法施行令第6条	農林水産省 (水産庁)	岡山県
98	産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法(強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領)の見直し	<p>「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において、施設を改築する場合の便益算定方法を明確化し、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう次のとおり措置を求める。</p> <p>同要領に「『改築』について、費用対効果(B/C\geq1)の算定は、施設の新設と同様、施設の導入によってもたらされる効果全体を便益として算定できる」旨を追加する。</p>	<p>産地水産業強化支援事業は、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、荷さばき施設や漁獲物加工処理施設等の整備を支援する事業である。</p> <p>本事業において既存施設の機能向上等を図る新たな施設整備は「改築」として扱われるが、既存施設と比較して「改築」後に増加する効果のみを便益として算定した場合、費用対効果(B/C\geq1)を満たすことが極めて困難である。</p> <p>一昨年、カキ養殖業が盛んな漁協において、むき身処理施設の「改築」を計画したが、漁場計画上、大幅な生産量の増大は見込めないことから、「改築」後に増加する便益は、ベルトコンベアの増設によるカキ陸揚げ時間の短縮など労働時間の短縮、これらに伴う燃料費削減、単価の高い時期に集中出荷することによる生産額の増大などに限定された。</p> <p>これらの理由により、本県における当交付金を活用した「改築」事業は、平成17年以降、1件しか執行できていない状況である。</p> <p>よって、施設の改築に係る便益の算定にあたっては、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において明確化を行う必要がある。</p> <p>今回の明確化を行うことで、「改築」がスムーズに行われ、水産業の発展及び水産物の安定供給につなげることができる。</p>	強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領	農林水産省 (水産庁)	岡山県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
378	水産多面的機能発揮 対策交付金事業の制 度及び手続きの見直 し	年度当初から活動できるよ う、事業の事前着手を認める 措置を講じること。併せ て、国交付金の概算払いに ついて、年度の早い時期に 概算払いをお願いしたい。	<p>本交付金には、交付決定前の事前着手の規定がなく、年度ごとに交付決定と実績報告を行い、残金は全て返還することとなっている。事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の事情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は3～6月に時期が集中しているため、交付決定が遅れると、予定していた活動ができない可能性が出てくる。そこで、年度当初からの活動ができるよう、要綱等に「産地活性化総合対策事業実施要領(22生産第10890号平成23年4月1日付け生産局長通知)」に準じて事前着手を認める規定を設けていただきたい。</p> <p>国交付金の概算払いについては、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第12に規定されている。年度の早い時期から資金の不足なく活動できるよう、請求に基づき所要見込額を4月中に交付していただきたい。</p> <p>【長崎県における支障事例】</p> <p>①交付決定の遅れによるもの H25年度は交付決定が6月となり、事業計画時点で藻場保全活動を断念した団体が8団体あった。計画はしていたが、交付決定の遅れにより活動開始時期が遅れ、適期を逃してしまい、十分な活動ができなかった団体が5団体あった。</p> <p>②概算払いの遅れによるもの 活動費が不足し、参加者の日当、用船料等の支払いが遅れたり、資材の購入ができない事例があった。平成25年度は、交付決定が6月21日、初回の概算払いが10月8日であった。</p>	水産多面的機能発揮 対策事業交付要 綱	農林水産省	九州地方知 事会
379	漁業近代化資金の償 還期限の延長	漁業近代化資金融通法施 行令第2条では、漁船の建 造等の償還期限を「15年」と 定めているが、「20年」に延 長する。	<p>【支障事例】</p> <p>漁船漁業では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に従事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.3%を占めるなど、法定耐用年数を超過して操業している。本県でも、FRP漁船約23千隻の約86%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の低下やメンテナンス経費の増大等によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念される。</p> <p>一方、漁業近代化資金で漁船を建造等する場合、漁業近代化資金融通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年以内とされているが、収益性の悪化により借入金の償還が負担となっている。</p> <p>漁業近代化資金については、平成17年度の税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。</p> <p>漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、漁業信用基金協会が行う債務保証制度を利用しているが、都道府県が独自に法令で定める償還期限を越える償還猶予措置を行うときは、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金融通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。</p> <p>「一般資金」の保証料率は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えてしまう。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。</p>	漁業近代化資金融 通法施行令第2条	農林水産省	九州地方知 事会

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
818	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議の廃止	都道府県海面での水産資源の管理のあり方の基本方針について各都道府県が策定する「資源管理指針」の策定・変更の際に必要とされる水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。	<p>【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要領では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかる管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。</p> <p>【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することではなく、また、瀬戸内海におけるサワラのように知事が管理する漁業が利用する資源のうち都道府県の範囲を越えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したものととなっているため、改めて協議する必要はないものとする。</p>	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)及び(4)	農林水産省 (水産庁)	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、徳島県
607	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化	都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15トン以上の漁船原簿副本や登録、変更、抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡素化のため、報告を年1回とするとともに漁船原簿副本の提出を廃止すること。	<p>【支障事例】 本県には約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万3千件(平成25年度)にのぼることから、根拠法令を改正し、事務の簡素化をお願いしたい。 漁船登録件数等の報告については、漁船登録の実態把握のためと思われるが、例えば「鯨類の捕獲・混獲・座礁等の実態調査」では鯨種毎捕獲、混獲、座礁等の頭数を年1回報告(水産庁長官通知)しており、漁船登録件数を月毎に報告しなくても、年1回報告で問題ないとする。また、漁船原簿副本の提出については、都道府県において適切に管理を行えば、水産庁への報告は不要とする。</p> <p>【制度改正の必要性】 毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年1回の報告とすることで、事務の簡素化が図られるとともに、集計作業等を行う時期を、他業務の状況に合わせて調整できることから、業務の効率化につながる。</p>	漁船法施行規則第14条第1項	農林水産省 (水産庁)	長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県・山口県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
927	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県の判 断に基づく交付等によ る自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち水産 多面的機能発揮対策事業 交付金について、県の判断 で柔軟に対象団体に交付で きる自由度の高い制度とす ること	<p>【制度改正の必要性等】</p> <p>国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。</p> <p>特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。</p> <p>本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。</p> <p>【地方移管を求める理由】</p> <p>類似のふるさと川の増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。</p>	水産多面的機能発 揮対策交付金実施 要領	農林水産省 (水産庁)	埼玉県
168	保安林解除に係る国 への協議の廃止	保安施設事業施行地内の 民有林保安林において、知 事権限の保安林解除に係 る国への協議を廃止する。	<p>森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。</p> <p>前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあっても県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。</p> <p>国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。</p> <p>※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。</p> <p>※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。</p>	森林法第26条の2 第4項	農林水産省 (林野庁)	鳥取県・京都 府・大阪府・ 徳島県

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体
194	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大臣協議(同意)の廃止	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。	<p>都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務)</p> <p>しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間(標準処理期間30日)が無くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。</p>	森林法第26条の2第4項、森林法施行法令第3の3	農林水産省 (林野庁)	和歌山県
229	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。国との協議には1~2ヶ月を要し、その間、事業着手を遅らせることになることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項	農林水産省 (林野庁)	宮城県